第	7回大宜味村議会定例会会議録	(会期日程表)	 1
第	7回大宜味村議会定例会会議録	(9月11日)	 3
第	7回大宜味村議会定例会会議録	(9月12日)	 9
第	7回大宜味村議会定例会会議録	(9月13日)	 15
第	7回大宜味村議会定例会会議録	(9月24日)	 19
第	7回大宜味村議会定例会会議録	(9月25日)	 23
第	7回大宜味村議会定例会会議録	(9月29日)	 29
第	7回大宜味村議会定例会会議録	(9月30日)	67

第7回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和55年9月11日

会期20日間

閉会 昭和55年9月30日

月日	曜日	会議別	会議時刻	日程
9月11日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 決議案第2号~決議案第4号 採決 陳情第6号~陳情第7号
9月12日	金	本会議	午前10時	議案第36号~議案第37号 提案説明、質疑、討論、採決 報告第15号 報告 陳情第10号 現地調査
9月13日	土	本会議	午前10時	陳情第10号 討論、採決 陳情第11号 討論、採決
9月14日	日	休 会		
9月15日	月	休会		
9月16日	火	休 会		

月日	曜日	会議別	会議時刻	日程
9月17日	水	休 会		
9月18日	木	休 会		
9月19日	金	休 会		
9月20日	土	休 会		
9月21日	日	休 会		
9月22日	月	休 会		
9月23日	火	休 会		
9月24日	水	本会議	午前10時	議案第38号~議案第40号 提案説明
9月25日	木	本会議	午前10時	議案第38号~議案第40号(検討) 質疑、討論、採決
9月26日	金	休 会		
9月27日	土	休 会		
9月28日	日	休 会		
9月29日	月	本会議	午前10時	議案第41号 提案説明、質疑、討論、採決 一般質問
9月30日	火	本会議	午前10時	一般質問 決議案第5号 採決 陳情第5号~陳情第9号(検討) 常任委員会所属変更について 閉会中の所管事務調査について 昭和54年陳情第12号 特別委員会委員長の報告 閉 会

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和55年9月11日

1. 開会、散会の日時

開 会 (昭和55年9月11日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年9月11日 午後5時51分)

2. 出席議員(14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君 8番議員 崎 山 喜 弘 君

2番議員 平 良 真 光 君 9番議員 松 島 重 克 君

3番議員 山 城 宗 喜 君 10番議員 前 田 貞四郎 君

4番議員 山川保清君 11番議員前田福正君

5番議員 平 良 実 君 12番議員 東 武 郎 君

6番議員 福 地 善 雄 君 13番議員 平 良 嘉 清 君

7番議員 山川正行君 14番議員親川富二君

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長山城保雄君 書 記前田 孝君

6. 議事日程 (第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 決議案第2号 沖縄電力の電気料金値上げ反対に関する要望

日程第4 決議案第3号 廃油ボールによる漁場、海浜等の汚染対策に関する要望

日程第5 決議案第4号 米軍戦闘機F15イーグルの即時撤去に関する要請

日程第6 陳情第6号 県産品の使用について

日程第7 陳情第7号 牛乳、アイスクリームの県産品使用について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の出席議員は、14名全員であります。

よって、昭和55年大宜味村議会第7回定例会は成立いたしましたので開会いたします。 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、10番前田貞 四郎君11番前田福正君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため、休憩いたします。

休 憩(午前10時01分)

再 開 (午前10時44分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日より30日までの20日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は20日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時45分)

再 開(午後1時13分)

高長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により、決議案第2号、決議案第3号、決議案第4号が提出されています。 この際これを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第3 決議案第2号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、質疑討論を省略して直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質議討論は省略されました。

これより決議案第2号、沖縄電力の電気料金値上げ反対に関する要望について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 決議案第3号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、質疑討論を省略して直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第3号、廃油ボールによる漁場、海浜等の汚染対策に関する要望について 採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 決議案第4号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、質疑討論を省略して直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質議討論は省略されました。

これより決議案第4号、米軍戦闘機F15イーグルの即時撤去に関する要請について採決いたします

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

O 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。

> 休 憩 (午後1時17分) 再 開 (午後2時05分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

陳情第6号、陳情第7号を日程に追加いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第6 陳情第6号を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略されました。

これより陳情第6号、県産品の使用について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

〇 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

日程第7 陳情第7号を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情については討論を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略されました。

これより陳情第7号、牛乳、アイスクリームの県産品使用について採決いたします。 本陳情は下記事項の内、3の部分を除いた部分を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

O 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、3の部分を除いた部分について採択することに決しました。 暫時休憩いたします。

休 憩(午後2時07分)

再 開(午後2時50分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会(午後2時51分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和55年9月12日

1. 開議、延会の日時

開 議(昭和55年9月12日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年9月12日 午後3時37分)

2. 出席議員(14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君 8番議員 崎 山 喜 弘 君

2番議員 平 良 真 光 君 9番議員 松 島 重 克 君

3番議員 山 城 宗 喜 君 10番議員 前 田 貞四郎 君

4番議員 山川保清君 11番議員前田福正君

5番議員 平 良 実 君 12番議員 東 武 郎 君

6番議員 福 地 善 雄 君 13番議員 平 良 嘉 清 君

7番議員 山川正行君 14番議員親川富二君

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長根路銘安昌君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長山城保雄君 書 記前田 孝君

6. 議事日程(第2号)

日程第1 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第2 議案第37号 大宜味村退職手当積立金条例を廃止する条例

日程第3 報告第15号 昭和54年度沖縄県町村土地開発公社事業報告書及び決算書の 報告について

日程第4 陳情第10号 敷地の拡張と河川の変更及び体育館建設に関する陳情

日程第5 陳情第11号 創立100周年記念事業に関する陳情

7. 会議に付した事件

日程第5 陳情第11号を除く全事件。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の出席議員は、14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時01分)

再 開 (午前10時05分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第1 議案第36号と日程第2 議案第37号を一括議題といたします。 村長の提案理由説明を求めます。

O 村長(根路銘安昌君) 議案第36号についてですが、現委員の稲福幸助さんの任期が今 月いっぱいであるわけでして、更に委員にお願いしたいと思いまして同意をお願いしている わけでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議案第37号、これは昭和50年4月1日に沖縄県市町村退職手当組合が設立され、それに伴い退職手当の支給事務は同組合が行うため、条例を廃止したいということです。よろしくお願いいたします。

- O 議長(玉城一昌君) 日程第3 報告第15号を議題といたします。 村長の報告を求めます。
- O 村長(根路銘安昌君) 報告第15号について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、昭和54年度沖縄県町村土地開発公社事業報告書及び決算書を別紙のとおり報告いたします。

内容についてはご覧になっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時10分)

再 開 (午前10時20分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第36号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第37号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時21分)

再 開 (午前10時22分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより、議案第36号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより、議案第37号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第37号、大宜味村退職手当積立金条例を廃止する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

O 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時24分)

再 開 (午後2時15分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第4 陳情第10号を議題といたします。

おはかりいたします。

陳情第10号に関する調査のため、現地調査をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、現地調査をすることに決しました。

これより出発いたします。

現地調査のため休憩いたします。

休 憩(午後2時16分)

再 開(午後3時36分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後3時37分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和55年9月13日

1. 開議、延会の日時

開 議(昭和55年9月13日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年9月13日 午後2時08分)

2. 出席議員(14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君 8番議員 崎 山 喜 弘 君

2番議員 平 良 真 光 君 9番議員 松 島 重 克 君

3番議員 山 城 宗 喜 君 10番議員 前 田 貞四郎 君

4番議員 山川保清君 11番議員前田福正君

5番議員 平 良 実 君 12番議員 東 武 郎 君

6番議員 福 地 善 雄 君 13番議員 平 良 嘉 清 君

7番議員 山川正行君 14番議員親川富二君

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長山城保雄君 書 記前田 孝君

6. 議事日程 (第3号)

日程第1 陳情第10号 敷地の拡張と河川の変更及び体育館建設に関する陳情

日程第2 陳情第11号 創立100周年記念事業に関する陳情

日程第3 陳情第5号 合成洗剤追放石けん普及に関する陳情

7. 会議に付した事件

日程第3 陳情第5号を除く全事件。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の出席議員は、14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時01分)

再 開 (午後1時46分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第1 陳情第10号を議題といたします。

これより陳情第10号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより陳情第10号、敷地の拡張と河川の変更及び体育館建設に関する陳情について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本陳情は採択することに決しました。

日程第2 陳情第11号を議題といたします。

これより、陳情第11号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより陳情第11号、創立100周年記念事業に関する陳情について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(**玉城一昌君**) 全員賛成であります。

よって、本案は採択することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩(午後1時48分)

再 開 (午後2時07分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により、明14日から9月23日まで10日間休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、明14日から9月23日まで10日間休会することに決しました。

更におはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後2時08分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和55年9月24日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年9月24日 午前10時00分) 延 会 (昭和55年9月24日 午後4時07分)

2. 出席議員(14名)

 1番議員
 玉 城 一 昌 君
 8番議員 崎 山 喜 弘 君

 2番議員
 平 良 真 光 君
 9番議員 松 島 重 克 君

 3番議員
 山 城 宗 喜 君
 10番議員 前 田 貞四郎 君

 4番議員
 山 川 保 清 君
 11番議員 前 田 福 正 君

 5番議員
 平 良 実 君
 12番議員 東 武 郎 君

 6番議員
 福 地 善 雄 君
 13番議員 平 良 嘉 清 君

 7番議員
 山 川 正 行 君
 14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

 村
 長
 根路銘
 安
 昌
 君

 助
 役
 新
 城
 繁
 正
 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長山城保雄君 書 記前田 孝君

6. 議事日程(第4号)

日程第1 議案第38号 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算

日程第2 議案第39号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第40号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の出席議員は、14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時01分)

再 開 (午前10時07分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第1 議案第38号から日程第3 議案第40号までを一括議題といたします。 村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長(根路銘安昌君) 既定の歳入歳出予算の総額に149,810千円追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ1252,847千円とする。

内容につきましては助役の方から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議案第39号についてですが、地方税法等の一部改正に伴ない、当村国民健康保険税条例も同様に改正する必要がある。医療費の増高が予想され、それに見合う財政確保をするため税率の改正の必要がありますので提案しているわけです。

内容につきましては担当職員をして説明させますので、よろしくお願いいたします。

議案第40号についてですが、歳入歳出補正予算の総額は歳入歳出それぞれ13,880千円を追加し、総額145,822千円と定める。

内容につきましては担当職員をして説明させますので、よろしくお願いいたします。

- O 助役(新城繁正君) 議案第38号の補足説明をいたします。 (朗読して説明に代える。)
- 書記(島田哲夫君) 議案第39号、議案第40号の補足説明をいたします。 (朗読して説明に代える。)
- 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩(午前11時28分)

再 開(午後4時06分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。 本日はこれをもって延会いたします。 ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時07分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和55年9月25日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和55年9月25日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年9月25日 午後4時49分)

2. 出席議員(14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君 8番議員 崎 山 喜 弘 君

2番議員 平 良 真 光 君 9番議員 松 島 重 克 君

3番議員 山 城 宗 喜 君 10番議員 前 田 貞四郎 君

4番議員 山川保清君 11番議員前田福正君

5番議員 平 良 実 君 12番議員 東 武 郎 君

6番議員 福 地 善 雄 君 13番議員 平 良 嘉 清 君

7番議員 山川正行君 14番議員親川富二君

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

 村
 長
 根路銘
 安
 昌
 君
 総
 務
 課
 長
 临
 山
 勝
 正
 君

 助
 役
 新
 城
 繁
 正
 君
 裁
 育
 委
 大
 山
 岩
 目
 君

 教
 育
 長
 宮
 城
 松
 一
 君
 書
 記
 島
 田
 哲
 夫
 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長山城保雄君 書 記前田 孝君

6. 議事日程 (第5号)

日程第1 議案第38号 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算

日程第2 議案第39号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第40号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の出席議員は、14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第38号から日程第3 議案第40号までを一括議題といたします。 議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時01分)

再 開(午後2時08分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第38号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第39号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 13番(平良嘉清君) 5条第1号と2条中の2号、3号、4号に対しての額は、下がっているのは資産割の2号中のものだけ下がっているわけですが、これに対する賦課の基準は法で決められているのか。
- O 書記(島田哲夫君) 固定資産税の資産割が前年より率が下がっている理由は、一昨年の固定資産税の課税される額が54年度中の基準課税総額が伸びているもので、国保では課税する時に9%の割り合いで取ればいいので、基準が伸びれば額は多くなるんですけど総体的に率は下がるということになります。
- O 13番(平良嘉清君) 所得割額と資産割額が45%、均等割と平等割が55%、このパーセントの比率においては町村単位で決めるのかどうか。
- **書記(島田哲夫君)** この標準は応能で50%、応益で50%となっていますが、別にどうしなさいということはありません。
- 議長(玉城一昌君) 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第40号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩(午後2時16分)

再 開(午後2時17分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第38号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第38号、昭和55年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

O 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第39号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案等39号、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決いたします

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

〇 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第40号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第40号、昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩(午後2時19分)

再 開(午後4時48分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により、明26日より9月28日まで3日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、明26日から9月28日まで、3日間休会することに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました

本日はこれをもって、散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会(午後4時49分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和55年9月29日

1. 開議、延会の日時

開 議(昭和55年9月29日 午前10時00分)

延 会(昭和55年9月29日 午後5時26分)

2. 出席議員(14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君 8番議員 崎 山 喜 弘 君

2番議員 平 良 真 光 君 9番議員 松 島 重 克 君

3番議員 山 城 宗 喜 君 10番議員 前 田 貞四郎 君

4番議員 山川保清君 11番議員前田福正君

5番議員 平 良 実 君 12番議員 東 武 郎 君

6番議員 福 地 善 雄 君 13番議員 平 良 嘉 清 君

7番議員 山川正行君 14番議員親川富二君

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

 村
 長
 根路銘
 安
 昌
 君
 厚
 生
 課
 長
 稲
 福
 幸
 三
 君

 助
 役
 新
 城
 繁
 正
 君
 経
 済
 課
 長
 中
 村
 順
 三
 君

 教
 育
 長
 宮
 城
 松
 一
 君
 妻
 設
 課
 長
 古
 力
 計
 君

 総
 務
 課
 長
 十
 山
 岩
 目
 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。 事務局長山城保雄君書記前田孝君

6. 議事日程 (第6号)

日程第1 議案第41号 大宜味村喜如嘉保育所新築工事請負契約について 日程第2 一般質問

7. 会議に付した事件 議事日程に同じ。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の出席議員は、13名であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時01分)

再 開 (午前10時06分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第1、議案第41号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

O 村長(根路銘安昌君) 議案第41号、本件について次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

契約の目的、大宜味村喜如嘉保育所新築工事、契約の方法、指名競争入札、契約の相手方、 大宜味村字喜如嘉992番地の2、有限会社山口建設、山口善松、工期、昭和55年10月1日から昭和56年2月28日まで、去った25日に指名競争入札によりまして、山口建設が提案いたしております額で落札いたしているわけでございます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時09分)

再 開 (午前10時50分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第41号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時51分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより、議案第41号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第41号、大宜味村喜如嘉保育所新築工事請負契約について採決いたします。 本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

O 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時53分)

再 開 (午前11時00分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第2、これより一般質問を行ないます。

通告順に発言を許します。

〈小中校の運動会と寄附金について〉

- 9番(松島重克君) 運動会のシーズンになっているわけですが、村内の学校の内、運動会を終えたところと終えてないところがあるようですが、委員会が掌握されているところで結構でありますので、運動会の当日受け付けを設けて寄附を仰いでいる状況を委員会はどの程度掌握されていますかお伺いいたします。
- 教育長(宮城松一君) 26日の校長会でも学校としての寄附金というのは好ましくない ということを申し上げて、寄附行為はするなと言っています。しかし、昨日の運動会を回っ てみますと、そういうふうな気配がありました

そして、これは学校がやっているのかと言ったらこれはPTAですという返事です。

とにかく、学校として好ましくないから止めなさいと言ったものが、PTAに肩代わりされているという状態が昨日の運動会でありました。

〇 9番 (松島重克君) この運動会当日の寄附金につきましては、最近あまり取りざたされておりませんが、以前はかなり問題として提起されたことがあったわけです。

寄附金を集めることがいいか悪いかということはさて置きまして、運動会の当日に寄附金 を集めなければならない理由は何処にあるのか。そして只今の説明では、学校当局がやって おらなくてPTA関係だというお話ですが、従来も学校当局が寄附を集めるということはな かったようです。殆んどがPTA関係の方々が集めておられる。

しかし、集める場所は施設内であります。そして運動会の当日であります。その所管は何 処にあるのか。これは言わなくても自ら明白であります。

従来は委員会の方針としまして、父兄の負担の軽減というのをひとつの方針といたしておりますのでこういうことは止めようじゃあないかということで当時の教育長の指導によって一切なくなっていたわけですが、最近それが復活してきているように見受けられます。どうも校長会あたりで指導なされているようですが徹底しておらないようです。

従来、そういうような方針で委員会はやってこられたわけですが、最近復活してきているようです。そして、校長会でそういう指示をしたがうまくいっておらないということにつきまして、教育長としてはどうお考えですか。

- 教育長(宮城松一君) 学校長には好ましくないから止めなさいと指導したわけですが、 PTAがやると、委員会としてこれを禁止したり、或いは強制したりするということが出来 るかどうかということが大きな問題だと考えるわけです。 PTAというのは委員会の管理下 になくて、自主団体である関係で、 PTAで決定して PTA活動の一環としてやられている ことについて、禁止したりすることは私達の権限外でないかということが考えられるわけで す。
- **〇 9番(松島重克君)** 確かにおっしゃるように、PTAの運営活動に対して教育委員会が口ばしをはさむということは考えなければいかんし、好ましくないということは普通分かることであります。

運動会当日寄附金を集めなければならんと、場所が学校内でしょう。先ず学校外ということはあり得ないと思うわけですがね。そして運動会というものが授業の一環としてなされているという場所において、寄附を集めなければならんという特別な理由は見当らないと思うわけですがね。必要であるならば日を改めてやるべきではないかと思うわけですが、それと今、PTAあたりでそういう指導というのはどうも難かしいというようなことでありましたが、過去においては委員会はやっているんですよ。

はっきり申し上げますと、仲蔵先生が教育長の時代はやっておられるわけです。あの先生は羽地の学校においてもそれをやってこられた、こちらの教育長に就任された時点でそれを実行に移されたわけです。それが最近ぼつぼつそういう形になって表われてきているんですがね。だから委員会の方針というものは既に一応、委員は違っているかも分かりませんが、委員会のそういう方針というものは引き継がれているものと私は思っているんですがね。どうでしょうか。

○ 教育長(宮城松一君) 教育長に就任してそういうふうなことを聞いたわけですが、P TA会長と委員会の話し合いは持ってないわけですが、校長を通じてそういうふうな行為は 止めなさいということは指導しているわけですが寄附金を集めた場合にどのように使われて いるか分からないわけです。

これからどういうために寄附を集めなければならないかということもPTA会長に聞いて みたいと思います。

O 9番(松島重克君) 最近、各学校では児童数が減っておりますので、地域の人々を出来るだけ多く集まってもらいたいという要請をされていますね。

そういたしますと、父兄だけでなく子供を持たない方々も集まるわけです。そうしますと、 これらの人達が会場に行きますと受付けがあると、これを学校がしているのかPTAがして いるのか区別がつかんでしょう。むしろ学校の中であるので学校がやっているんだなあとい う感じが強いのが当り前だと思いますね。だから先程から申し上げておりますように、寄附 が必要であるならば日を改めてやるべきでないかと思います。

それともう一点は、寄附をした方々にプログラムを配布しているということご存知ですか。 **〇 教育長(宮城松一君)** 昨日回ってみますと、受付けの方にプログラムを置いてあるも のですから、そこを通っていく人々に上げているように思われます。

私も知らん顔して、受付けを通らないで席に着いたら終るまでプログラムありませんでした。

そういうふうなところは気がついております。

〇 9番(松島重克君) 結局、そうしますと、寄附をしない人はプログラムは当らないということでしょう。

地元の人に多く呼びかけて集まった、しかし、寄附をしないとプログラムは渡らないと、こういうことではたしていいのかどうか。教育長も学校には寄附を止めなさいと言ったが、 PTAに対してはどうこうと、これは同じではないですか。

学校とPTAは表裏一体でしょう。PTAがどうしても寄附を仰ぐ必要があれば日を改めてやるべきでしよう。運動会当日にやる必要ないと思いますよ

従来そういう教育委員会の方針が出されているんですよ。どうですか。

○ **教育長(宮城松一君)** 一応、PTAと相談して、どのように使われているのか、或いは学校援助費になっているのか、PTA自体の活動費に充てているのか、そういう点をこれから検討していきたいと思います。

それによってPTAの方にも余りやるなということは私達から出来ませんが、出来るだけ そういうようなことを止めるようにという事を指導していきたいと考えております。 **〇 9番(松島重克君)** ご存知と思うんですが私も子供を持っているんですよ。学校に行っております。そういう者がこういうことを言うということは非常に辛いし難かしいんですよ。何故それをあえて言うかということです。

やはり、従来から行なわれた委員会の方針というものは良かったと思うから言うのであって、これから調べましょうでは遅いですよ。これは通告しておりますので、これぐらいのことはお調べになってお答えになってもらわなければ困まるわけですよ。

運動会当日に何故寄附金が集められているかと、集められた寄附金は何処にいっているのかと、これは失礼ですが、それぐらいのことは通告されている一般質問に対して受けてもらわなければ困まります

しかし、これからと言っておりますので止むを得ないんですが、質問者の立場はそういう 苦しい辛い立場を乗り越えて言っているんですから、ひとつこの問題については早急に真剣 に取り組んでいただきたいと思うんですがどうですか。

〇 教育長(宮城松一君) 質問の趣旨よく分かりましたので、早急にその対策を講じて対処していきたいと考えております。

〈中学校前のバス停設置について〉

○ 7番(山川正行君) 喜如嘉、大宜味地域の生徒は通学バスで通学しているので安全で ございますが、湾内の生徒は登校時の通学バスが無いために普通バスの東線を利用している わけです。その時に生徒数はごくわずかではありますが、白浜入口のバス停を利用している わけですが、歩道が反対側にあり、そして8時前後の出勤時でございますので大変危険であ るわけです。

ごく最近なんですが、ひとつ間違うと大惨事になりかねない例が実際にあったんです。左側を通るとガードレールがあって車道を通らなければいかんわけです。是非右側に渡らないと通れないわけです。

そういうことで白浜入口のバス停の移動か、或いは新設かの対策が必要だと思うわけですが、現在、名護市内から国頭までの58号線の排水工事が行なわれておりますね。国道事務所に聞いてみても当事者から何もないと、だから当事者から申請をさせてくれということでしたので、この辺を踏まえて安全性のある対策をやっていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○ 教育長(宮城松一君) そのことについて、開校当時から何とか出来ないだろうかと 思って、先ず歩道を造っていただけないかということで、4月の時点で国道事務所に交渉に 行ったことがございます。

そしたら、今すぐには出来ないんだが、11月頃から中学校前の国道の拡張工事があるので、

その時点で歩道をつけましょうという話し合いを国道事務所と持っています。

特にバス停の問題については、レストランの前にバス停があるし、それから白浜入口にも あるものですから、距離的に短かいものですから、まだバス停の交渉についてはやってない わけです。

○ 7番(山川正行君) 今のバス停は右側通行の場合のそのままなんです

だからあれはもう少し近くに寄らなければいかんわけです。バスが止まると交差点にかかるわけですだからあの移動は当然やるべきなんです。それと一緒に解決出来ると思うわけです。歩道設置のことも聞いていますが、来年の初め頃になるだろうという話なんですが、その時に引き込み線も併わせて造らせたらと思うわけなんですが、どうですか。

○ 教育長(宮城松一君) 正規のバス停でないということを聞きまして意を強くしております。是非、学校前にバス停と改良工事の時の歩道は進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

〈主任の制度化、主任手当支給反対の陳情処理について〉

O 9番(松島重克君) 議会にもこの陳情が出されているわけですが、委員会にも出されているように思います。

去年の12月頃でなかったかと思います。議会には12月14日出されております。

それで、その後相当の期日が経過しておりますので、委員会ではどういうような取り扱い をなされているのかお聞きしたいわけであります。

○ 教育長(宮城松一君) 同じように確かに反対決議をしてくれという陳情が来ています。 委員会でも内容を見ていろいろ話し合いをしたわけですが、これは県の段階を見てからの 方が良くはないかと、特に合意文書というのがあって、一方的には実施しないという合意文 書がある関係で、これは合意が来るまでは何時になるか分からんから委員会としてはもう少 し待っていた方が良くはないかというようなことで、決議するかしないかという話し合いも 持っておりません。

早急にはこれは実施出来ないものと私達判断したわけです。そのために委員会として反対 決議というのはどうかと思いまして、委員会としては周囲の情勢を先ず見るということ、特 に県教育委員会の出方待ちということと、それから他市町村の出方を考えながら対処してい くということを確認だけして保留しております。

それが、まだ先だろうと思っておりましたら、8月30日に急に強行実施ということで私達 慌てさせられています。

それで委員会としても1,2回主任制について話し合いを持ったわけですが、結論としま して早急には主任制を実施しないということ、それから、これからも現場との話し合いを続 けるということを確認して、結局は先走ったことはやらないということ、そして周囲の情勢 を見ながら考えていこうという状態になっております。

○ 9番(松島重克君) 結論というお話でありましたが、結論は出てないわけですから結論とは言えないわけでしょうね。

この取り扱いについて、正式な委員会にかけられているかどうか。

- 教育長(宮城松一君) 12月の反対決議の問題は正式な議案にまだやっておりません。 話し合いだけに終っています。
- 9番(松島重克君) 正式の委員会に取り上げられてないということは理解し難いわけですが、従来こういう陳情が出た場合には委員会として正式な委員会を開いて取り上げるということはないわけですか。
- 教育長(宮城松一君) 私が来てからはこういう要請決議というのはなかったわけです。 前のことについては何も出てないんですが、その後、似たような要請文が来ているわけです。

とにかく県教委と交わしたような確約書を取ろうということで来ておりますが、これについて議案として取り上げてやったわけですが、そのことについては先程も言いましたように早急には主任制を制定しないということと、もう少し話し合いを持とうということを決めている状態です。

○ 9番(松島重克君) 今は委員会で決めてやっているということですが正式な委員会に 諮られているかどうかを聞いているんですよ。正式な委員会に諮られておらなければ委育会 の意思が何処にあるか分からないわけですがね。教育長が個人で考えておられることは失礼 ながら委員会の意思ではないわけですね。

だからこの陳情書は正式な委員会に諮られた上でもう少し時期を待とうとか、現場と話し合おうとかいうことになっているのか。

もう少し分かり易くお願いいたします。

- **〇 教育長(宮城松一君)** 反対決議をしてくれという要請については、正式な委員会はまだ開いておりません。
- **〇 9番(松島重克君)** そうしますと、委員会としましてはもう少し時期待とうとか、現場と話し合おうとかいう意思は出ないみたいですなあ。

教育委員会の意思は何もないと一般的にはとるわけですがね。ところが教育長は、委員会の意思は現場と話し合おうと、或いは状況を見てもう少し時間をかけてみようというお話でありますが、この辺大分矛盾しているわけですが、どちらがどうなっているか分からないわけですが、これはどうなっているんですか。

○ 教育長(宮城松一君) 私が申し上げておりますのは、12月24日付けの反対決議要請陳 情書については委員会の正式な議題にはかけてないということなんです。

その次に来ているのがあるものですから、これについて検討したわけです。

○ 9番(松島重克君) 私が聞いておりますのは、12月に来ました主任の制度化、主任手当支給反対に対する陳情についてでありますよ。後から来たものは私達分からないわけです。12月に来た陳情を正式な委員会を開いて取り上げておらないというお話でありますので、何か混乱しているわけです。教育長は教育委員会の意思は現場と話し合うことだと、もう少し事情を見てからだというようなことおっしゃるわけですが、正式な委員会が開かれておらないということは、陳情が正規に審議されておらないということでしょう。

そうしますと、委員会の意思というものは先ず定まっておらないとしか取れないんですが ね。この辺理解し難ってお聞きしているんですがね。

- 教育長(宮城松一君) 同じ文書が教育長と教育委員長に来ているものですから、委員 長にお話し申し上げたら早急に取り上げる必要ないという言い方で、まだ議題に乗せてない ということです。
- O 9番(松島重克君) だから議題に乗せてないということは、委員会の意思は定まって おらんということではないですか。

先程、現場ともう少し話し合うとか、もう少し事情を見たいとかということではないで しょう。

正式に取り上げてないということは、委員会の意思はまだ定まっておらんというようにしか取れないんですがどうでしょうか。

O 教育長(宮城松一君) この要請決議文については、委員会の意思はまだ定まっておりません。

私が先程申し上げましたのは、確約書が次に来ているものですから、それについて委員会 としてはこういうようにやりましたということを申し上げたわけです。

O 9番(松島重克君) 委員会の意思はまだ定まっておらないようですが12月から現在までかなりの日時が経過しているわけですから、難しい問題ということは分かるんですが陳情者に対して何らかの意思表示は必要でないかと思うわけです。

このまま委員会の正式な議題に取り上げないで、陳情者に対しても何らの意思表示もしないでそのままいかれますか。

- **〇 教育長(宮城松一君)** 最近、陳情についてどうなりましたかと来ておりましたので、これはもうしばらく待って下さいと申し上げております。
- O 9番(松島重克君) その回答を申し上げられているわけですが、これはあくまでも教

育長の見解としてですね。

それに対して陳情者はどういうお話しがありましたか。

- 教育長(宮城松一君) これは8月23日の連合分会との団交の場でどうなりましたかということでしたので、連合分会の役員も殆んど変わっておりまして、要請文を持って来たのは1人だけ残っているわけです。その方から質問がありましたので、これについて委員会としてまだ態度を決定してないからしばらく待ってくれと言ったら、その後は何そもなかったのでそのままになっております。
- 9番(松島重克君) ご存知のように議会にもこの陳情が来ているわけです。議会では 何回かこういう問題をどうするかという集まり、或いは委員会も持たれているわけです

ところがこの問題の所管である委員会はどういう方針を持っているかということ何回か打 診されているようです。これに対して正式な委員会に議案としても出しておらないと、じゃ あ教育委員会の考えが何処にあるか分からないということで議会としてもこの取り扱いに苦 慮しているわけです。

所管である教育委員会の考えがまとまってないということですね。我々それを参考資料に しようという気持ちが多分にあるわけですが、これも出来ないで、先程からの質問を行って いるわけですが、教育長個人の見解としては現場と話し合いたいと、そしてもうしばらく状 況を見つめたいということでありますが、この教育長の考えを委員会で諮る必要はないです か。委員会の意思を定める必要はないですか。そういうことは、どうですか。

- 教育長(宮城松一君) これは是非意思表示をしなければならないと考えておりますが、 委員長ともどうするかとお話したわけですが、それについては委員長としても余り乗り気で ないものですから、提案するのをしぶっているのが私の本音でございます。
- 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩(午前11時49分)

再 開(午後1時15分)

O 議長(玉城一昌君)再開いたします。2番入場。

〈ネクマチヂ山の揚水発電所建設について〉

○ 10番(前田貞四郎君) 8月29日頃の新聞報道によりますと、沖縄電力と電源開発株式 会社が8月20日に沖縄揚水発電合同調査委員会を発足させて、同委員会は55年度から名護市 多野岳と大宜味村のネクマチヂ山の2点に調査に入り、57年に開発計画を作成して62年度以 降運転開始を目指し、最大出力15万キロワット総工費4百億円を見込まれているようでありますがその件につきまして調査と計画について村に連絡があったか。もし調査が開始されて

なければ調査の連絡があった場合、積極的に協力する考えがあるか。また、同発電所を積極 的に誘致する考えがあるか。

○ 村長(根路銘安昌君) この発電計画につきまして連絡ございました。調査は開始されておりません。現在のところ調査に積極的に協力するという考えは持っておりません。また、積極的に誘致するという考えも持っておりません。調査させてくれという申し入れがあるわけなんですが、話を聞いてみますと山の上に約3万坪の池を造ると、だから下にも3万坪の池を造ると、上の水を下に流して更に下の水を電気の余力がある時に上に揚げて、それを繰り返えすという仕組みになっているようでございますが、この発電所の建設によって、いわゆる饒波の奥の方が予定されているようですが、下の3万坪は潰れるということで、村としましては将来計画でその辺は土地改良をして農耕地にしようという計画を持っているんですが、そのような計画が出来なくなる。また、発電所を造って地元に利益があるであろうかという点も分からんわけでございます。

そういうふうなことで、申し出はあるわけなんですが積極的にそれに協力するということ は現在のところ考えておりません。

- O 10番(前田貞四郎君) この件については今から調査する段階のようでありますが、もし、誘致してもいいという村民の理解が得られるならば、財源が乏しくて社会福祉施設面非常に立ち遅れているようですが、村営グランドとか、村農林道の開発とか、観光産業の振興の面に大きな寄与する面があると思いますが、早目に村民の理解を取り付けるお考えはないかどうか。
- O 村長(根路銘安昌君) 先程申し上げましたように、設置されることにおいて利益があるのか、或いは将来の計画であるところの農業関係の開発が出来なくなるのではないかという心配もあるわけです。

そのような条件というのは今考えないでの大宜味村においてプラスになるかマイナスになるかというふうなことでございます。また、調査かれこれは電気関係の事業なんですが、こういうものが将来建設やると思うんですが、そういうふうなものにはたしてそれが可能であるかどうか。今おっしゃるようなものが可能であるかどうか。現時点において積極的に誘致する考えございません。

〈浴川と七滝下流の河川の維持管理について〉

O 6番(福地善雄君) 喜如嘉の七滝下流集落排水路と浴川河川は現在土砂が蓄積して、 草木が生えて非常に荒れています。そのために水はけが悪く大雨が降ると氾濫し、きび畑に 浸水して被害を受けている現状であります。

この河川は村が管理すべきと聞いておりますがいかがですか。

O 助役(新城繁正君) 管理すべきかどうかということについてお答え申し上げたいと思います。

県の方にそういう河川について管理権は誰が持っているのかということについて照会しましたところ県の方には法律の根拠のない河川の管理は一体誰がすべきかということなんですけど、これは県の建設省所管公共用財産管理規則というのが今年の1月10日の公報に掲載されているわけですが、このような河川につきましては県の管理下になっているわけです。そこに施設をしたり占用したりする場合は県知事の許可を受けなければならんと、その場合、施設や占用した者はその河川を管理する義務があるんだということが条項でうたわれていまして、管理権というとこれは県の方に委ねられているということになります。

O 6番(福地善雄君) 県の管理ということですが、七滝の下流に蓄積している件についても県との関係があるわけですか。

また、村で管理やるべきであるのか。

○ 助役(新城繁正君) 七滝から下流の河川については、ご指摘の川につきましては土地 改良と関係があるというように承っておりまして、土地改良法の57条には占用する者或いは そこに施設を設置する者は当然管理権は持つべきだということでうたわれてございますので、 喜如嘉土地改良組合がかかわりのある河川の部分につきましては、改良組合の管理下にある というふうに解釈出来ると思います。

〈大宜味村と東村の境界農道潰地の補償処理について〉

- 3番(山城宗喜君) 私は去った3月議会の一般質問において、本村と東村の境界周辺で東村が農道を造った際に本村有地に入っている潰地の面積についてお伺いしたわけでありますが、経済課長の答弁によりますと潰地の面積は964坪とのことでございました。更にこの潰地の補償処理について両村でどのようにしたかとお伺いしましたら、村長は潰地の補償についてどのような方法で処理するか検討中であるとの答弁でございましたが、その後、処理対策としてどのように進めてこられましたか。
- 村長(根路銘安昌君) 実のところ、まだ結論出しておりません。ご承知のように潰れたのが道路でございますので、どこかそのような所の例がないかと調べているわけですが例がありましたらそういうものの例に従ってやっていこうと思っているんですが、勿論村の財産でありますので財産管理上うまくやらなければいかんと思っているわけですが、まだ現在のところはっきりしたもの出来ておりません。更に他に例がありましたらそのようなものも参考にしながららっていきたいと思って、引き続きそれにつきましての検討をさせていただきたいと思っております。
- 3番(山城宗喜君) 農道の潰地補償問題について考えてみますると、道路建設が始

まってから東村から本村に何か申し入れがあったと聞いた憶えがあります。潰地を調査いた しました結果は、殆んど全域にわたって部分的に村有地に侵食しているわけで、以前に村境 界で村有地に勝手に東村民が侵食した件は林野条例に基づいて処置したわけでありますが、 今回の農道はいささか趣が違う面がありはしないかと思います。

村民の納得のいくような処理をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○ 村長(根路銘安昌君) 出来ましたら他の所の資料がありましたらということで今やっているわけですが、お互いが納得いくような方向でむこうにも申し入れしたいと思っています。

〈津波地区簡易水道事業について〉

- O 11番(前田福正君) この事業について各部落の区長を通じて伝達されたと思いますが、 塩屋港区の各部落民の反応はどうであったかお何いします。
- O 建設課長(古我知 清君) 現在までその地区の区長を集めまして事業の内容説明等をして、そして部落の同意を求めてもらうよう呼び掛けております。ですが、田港、大保、屋古についてはどういう段階で話し合いを進めているか聞いておりませんが、塩屋については十分説明をしたつもりであります。そういうことで他の部落についてはどういう結果を出しているかは聞いておりません。

我々としては事業はあくまでも来年度に向けて進めるんだということを区長に説明してあります。それまでに部落の同意を、このような話し合いを持ってもらいたいと話しています。

- O 11番(前田福正君) この事業を進めるに当りまして塩屋港区民の最も不安としている のは水道料金、水圧、水道施設、それから汚染問題でありますが、そういう点について説明 会を希望する部落には説明会を持っていただけるか。
- **建設課長(古我知 清君)** 区長には今おっしゃった問題点についても概略説明しております。そういうことで、もし私の方から説明を要する場合は何時でも呼んでもらいたいと言ってありますので、塩屋はそのために呼んだと思います。他の部落についてはそのような要請がありませんので、会合を持ったかどうかまだ聞いておりません。

〈漁業問題について〉

O 13番(平良嘉清君) 漁業問題について通常考えられることは、遠洋漁業、近海漁業、沿岸漁業という方式があると、その中に本村のは沿岸漁業だと、沖縄の全体的な漁業の伸び率からしましても栽培漁業というのは大きな伸び率を示しているということが統計資料に表われているわけです。そこで栽培漁業についてどのような方向で本村は取り組まなければならないか。

また、舟揚場の工事の実施時期についてお伺いします。

O 村長(根路銘安昌君) 栽培漁業についてでございますが、確かに沖縄近海だけでなく 全国的に漁業資源そのものが心配されているわけです。そういうわけでつくる漁業というも のが必要だと思っているわけでして、栽培漁業というのは今後大いに力を入れるべきだと 思っております。

塩屋の舟揚場の実施時期についてでございますが今日入札をするということになっておりまして、うまくいけば来月から着工ということになると思っております。

- O 13番(平良嘉清君) 栽培漁業については重点的な施策をしなければならんということ でありますが、栽培漁業の内でどういうような種苗の方針を村は持っているか。
- O 村長(根路銘安昌君) 栽培漁業につきまして私共専門家でもございませんので、本村 として何をやるというような基本的なことは現在ございません。モズクとかウナギの養殖と かをやっているわけですが、やはりどのようなものが適するか業者自体もそれを研究しなけ ればいかんと思っているわけですが、何々ということにつきましてはどうということはっき りしたことございません。
- O 13番(平良嘉清君) 私が栽培漁業の内で各漁協が取り組んでいるのはモズク栽培についてでございます。

これは52年から53年の1か年間において290%という県内の上昇率を示しているわけです。 現段階においても漁業者においてはモズクに対する生産のウエートというのは大きな期待を かけているわけでございます。そこでモズクに対するところの栽培漁業としまして、村は現 段階或いは将来どのような取り組みが最優先してやらねばならないか。

- 村長(根路銘安昌君) モズク栽培についての問題点はまだ我々解明しておりません。 それは専門家などの意見を聞きましてそれに対応していかなければいかんと思っています
- O 13番(平良嘉清君) 施設や技術的問題においてはまだ(聴取困難)あると思うんですが、現段階における本村の状態は、施政方針にうたわれております漁業と農業と調和のとれた施策というのが強調されております。そこで赤土汚染においてモズク栽培というのはどのような形で表われるのか。勿論これは片方に対する政策面でのテコ入れは出来ませんが、調和のとれたモズクに対するところと、或いは農業に対する調和のとれた政策はどのような幅をもって、現実の問題として取り組まなければならないか。
- 村長(根路銘安昌君) 現在まで調和のとれた栽培ということ、或いはそれをどの辺まで伸ばすという具体的に村といたしましてその計画ございません。
- 13番(平良嘉清君) 去った赤水でこの地域のモズクが大分打撃を受けたわけですが、 現在のモズク栽培において再びこのような状況をどうにかして人為的にでもいいからくい止 めることは出来ないかと、そういうものを行政的な面から出来ないかということです。

再びそういうことが起れば打撃を受けるのは必然ですので、それを調和のとれた行政的な テコ入れは出来ないかということをお伺いしているわけです。

- 村長(根路銘安昌君) 現在、そのような具体的なもの持っておりません 〈合成洗剤追放、石けん普及に関する陳情について〉
- 9番(松島重克君) 議会には6月25日にこの陳情がまいっているわけですが、村長の方にもこの陳情が来ていると聞いているわけです。そして議会においても陳情の内容いろいろ検討しております。只、この処理に当りましては当局の考えを知りたいということで、担当課長におきましては先日休憩時間に議場で概略の考え方はお聞きしたわけですが、本日は村長のこの陳情に対する考え方をお聞きしたいと思います。
- **村長(根路銘安昌君)** そのような陳情がまいっております。それでその内容について の方針ということでございますが、行政の方といたしまして行政の立場からしますと、この 陳情内容に我々では出来ないものもございます。

そういうことで村の施設、そのようなものに対しましてはそれの使用についての自粛というものでやって、公共施設内におけるところの合成洗剤の自粛ということでやっていきたいと思っています。

○ 9番(松島重克君) 確かに、現在の洗剤沢山の種類が出ております。

また、品質標示法に基づいて使用方法等が明記されているわけですので、行政的な立場にも大きな制約があるということは分かります。陳情がまいっておりますので、やはり当局におかれましてもそれなりのお考えをお持ちでないかと思ってお尋ねしているわけです。陳情の最後の方に要望事項が5項目程出ていますが、ひとつひとつについて考え方をお聞きしてみたいと思います。

○ 村長(根路銘安昌君) 5項目について申し上げますと、先程申も上げましたように、 公共施設における合成洗剤の追放ということですが、これは追放というよりも石けんと両方 備えさせて、使用する側にも使ってみて、陳情の要旨なども説明して本人達の意向を聞きな がらそれに対処していきたいと思っています。

集団給食、飲食店の石けん切り替えの指導をすることということですが、集団給食は学校 給食のものではなかろうかと思っているわけですが、これも同じく公共施設の中に入ります ので、現在それは石けんを主として使っているようです。飲食店の件についてでございます が、我々がこれを指導していいものかどうかということで、ちょっと問題ではなかろうかと 思います。

汚染の実態調査、使用の実態を把握してそれを公表やれということですが、汚染の実態調査というのは今の村の段階ではおそらく出来ないことだと思っております。そのようなこと

は県がやってもらわなければいけないと思っているわけです。使用の件につきましても、今、 我々が実態を調査する必要があるかどうか疑問を持っているわけです。現在のところ計画ご ざいません。

村民に合成洗剤の問題点を積極的に知らせる事ということですが、村が住民に対しまして知らせるというふうなことも出来ないのではないかと、現在計画もございません。

どこでも石けんの入手出来るよう地域の小売店を行政指導することということでございますが、その件は村がやるというよりも消費者自体が、或いは団体自体が店に行って卸してくれと言うのが望ましいことではなかろうかと思うわけです。村といたしましても出来るならば、需要者からそういうふうな希望があるから石けんを卸したらどうかという程度しか出来ないんじゃないかと思っております。

- **〇 9番(松島重克君)** この陳情を受けられたのが6月頃でないかと思うんですが、この 陳情に対して回答もしくは意思表示がなされておりますか。
- 村長(根路銘安昌君) まだ、陳情に対して答え出しておりません。
- O 9番(松島重克君) 現在は回答されてないようですが、そういうお考えを持っておられるならば早急に回答もしくは何等かの意思表示をする必要があるのではなかろうかと思うんですがどうですか。
- 村長(根路銘安昌君) 陳情者に対する答え義務的なものではないんですが、先達って 陳情を出している婦人会長に会いまして、皆さんの陳情に対しては非常に問題のものもある と、我々としては消費者が石けんを希望するようであるから便宜を図ってくれというぐらい しか出来ないんじゃないかと話したら、それでいいですと話していましたが、これは正式で なくして役場に来ていたものですからそこで話したわけです。

〈田嘉里川水源地の交渉経過について〉

○ 7番 (山川正行君) この件につきましては前にも質問したことがございますが、現在、 基本計画に盛られたふたつの水道計画の内、津波、塩屋校区の計画につきましては見通しが ほぼ出ていますが、喜如嘉校区、大宜味校区の水源地問題につきまして田嘉里川が予定され ているわけですが、この交渉が続行されているのか。そしてその後の経過についてお伺いし ます。

それから交渉がなされてない場合、或いは成立してない場合の今後の方針とその見通しに ついてお尋ねいたします。

O 助役(新城繁正君) 交渉の経過についてお答えいたしたいと思いますが、私共といた しましては津波地区、それから田嘉里から大宜味校区を一円にしたいということで水源地は 田嘉里の方に求めようと、この姿勢については現在も変わっておりませんし、最もその方が 経費も安上がりするという前からの構想でございまして、それは是非続けていきたいと思いまして区長を通じまして、前回の場合は村一円ということでして、一円ということにつきましては田嘉里区民の意思表示がありましてこれには反対だということがありましたので、それ以後につきましては一部変更ということになっておりまして、一円ということでなくて再度考えてくれということで交渉は続けているわけですが、いろいろ事情もあるようでございまして私共が希望している回答は未だに受けておりませんけれど、これからも是非区民の了解を得て次の水道事業がスムーズに運べるように了解を取り付けてほしい或いは必要がありましたら私共をお呼びして下さいという要請もずっとやっているわけですが、それについてもまだ実現しておりません。

これからもお願いいたしまして区民の了解を取り付けるように私共も努力しますし、部落 当局を始め区民にもお願いしていきたいと考えております。

○ 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩(午後2時05分)

再 開 (午後2時35分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

〈喜如嘉土地改良地区内河川のたい積土砂の除去について〉

- 10番(前田貞四郎君) この件につきましては先程6番議員からもありましたけれども、 土地改良組合の責任者の話によりますと、改良地区内の河川は村に移管されなくても管理の 責任は村にあるんだということを県庁では言っているということで、村にもその旨何回か申 し入れして早急に調査してもらいたいと申し入れしてあるがなかなか調査されないというこ となんですが、早急に対策をしないと大変な被害を及ぼすのではないかと思うわけですが、 最近その河川を調査されたことがあるかどうか。村の責任で土砂を除去する考えはないか。 村の責任において除去するのであれば何時頃除去する考えであるかお伺いします。
- 村長(根路銘安昌君) この件については6番議員の質問について先程助役の方から説明がなされたわけですが、県の建設省所管管理規則の中に県の管理であるということがうたわれているということでありまして、管理は県であろうと思っているわけです。

河川は調べたことがございます。村の責任で除去するということは現在のところございません。

- O 10番(前田貞四郎君) 土地改良組合の責任者から村が管理すべきだと県庁は言っているということを申し出したと言っていますが、それはありましたか。
- **村長(根路銘安昌君)** 私はその件について直接聞いておりませんが、課に対してあるかどうかまだ聞いておりません。

- 10番(前田貞四郎君) 建設課にもそういう申し入れはなかったわけですか。
- **建設課長(古我知 清君)** 建設課には村の管理であるから除去してくれという申し込みではないわけです。県が村の管理であるということを言って来たわけです。ですが私の見解としては村の管理ではないと、これは土地改良の施設であって土地改良区の管理権に入るべきだという見解を述べたわけです。
- O 10番(前田貞四郎君) 土地改良組合の責任者は県としては村が管理すべきだということを言っているということですが、それについて県に問い合わせたことはありませんか。
- **建設課長(古我知 清君)** 河川法、土地改良法の全ての中に土地改良組合の責任であるということがうたわれているわけです。

法令上そういうことでありますので、我々は何処から土地改良組合長が聞いて来たかは確 かめておりません。

〈大宜味村体育史の編さんについて〉

O 3番(山城宗喜君) スポーツは心身を鍛練して健康を増進して各種競技の技能と記録 の向上を図かり、社会に貢献する有能な人材を育成するところに主な意義目的があると思い ます。

本村は戦前戦後を通じてスポーツの村であることは広く聞かれているところであります。かって、本村から円盤競技において日本の最高記録を樹立いたし、日本代表としてアジア大会、オリンピック大会に出場した光栄ある選手を輩出し、また、県の代表として全国諸競技大会に出場した幾多の選手を輩出したスポーツ史上輝かしい実績を持つ本村であります。ところが残念なことにスポーツ関係の文献が残ってないことは誠に遺憾であります。この際スポーツ関係の文献をまとめ、体育史の編さんをいたし、その資料を後世に残し伝えることは若者に希望と夢を与え、今後の本村スポーツの振興発展のために大きく貢献することになると思います。

体育史編さんについて村長のご意見をお伺いいたします。

- O 村長(根路銘安昌君) おっしやるとおり確かに幾多のスポーツの優秀な選手が出ております。村といたしまして、体育史の編さんにつきましては編さんするという考え現在ございません。
- O 3番(山城宗喜君) 編さんを村でやろうがどこでやろうがその必要性は認めているか。
- **村長(根路銘安昌君)** 今のところ他の団体からもどうということないわけでして、他の団体から要求があればその時点で検討したいと思います。
- O 3番(山城宗喜君) 関連いたしまして、スポーツが本村全体に関係があった、そして これはどうしても後世に伝えなければと思う。これは参考までに言っておきたいと思います。

よろしいですね。関連しますので。

本村に過去において他では見られなかった資料がありますので参考までに、大正13年のこ とであります。沖縄県知事和田知事時代の第1回の明治神宮大会が開催され、沖縄県から選 手を派遣することになり、派遣選手選考の結果は不肖山城宗喜が400メートル競技に派遣す ることに決定なったわけですが、派遣費を県といたしまして当時大官味村長金城か助氏は大 宜味村から代表選手を出すことは名誉なことであり、派遣費は大宜味村が引き受けることを 県に申し出て、に対し村長はこの件を持ち帰えりまして、この件について各種団体の責任者 を招集して協議をしております。これは大正13年の10月であります。その結果、各団体応分 の寄付を募り派遣費をつくることに決定いたし、合計50円が集まりまして派遣費に充てたわ けでごだいます。当時の村長の自筆がここにあります。これを見ますと村青年団より20円、 各字青年団より20円、5円が大宜味青年団より、小字大宜味青年会より5円というように50 円を集めまして、この神宮大会の派遣費に充てたところのこの村民の情熱、関心の程が高か くうかがえるわけです。大宜味村民が明治大正と積み上げた、村としてもこのスポーツに対 する理解を如何に高かったかということを立証するものでありまして、こういうことは今後 村史が編さんされる場合にはうるわしい大官味村全体の事実として体育史にかざるべきもの であろうと思いまして、あの天野村長のこの自筆をふり返えりましてつくづく感じるわけで ございます。

今後、何かの形でこの村史が後世に伝えるために編さんされる場合は当然こういう村全体 的なうるわしい何処でも見られないところの美とこの事実を資料として参考にすべきである と思います。

〈採石地跡地グランドの利用計画について〉

- 11番(前田福正君) ご承知のとおり同グランドは本村の中央に位置して、将来集落道 と結ぶ道路が整備されたら利用者が増えると思いますが、計画に当っては折角整備されてい るグランド内は体育向上の場として村民へ開放するお考えはないか。
- **村長(根路銘安昌君)** グランドということまだ位置づけしておりませんが、確かに将来関連します道路が整備されますと利用も多かろうと思っているわけなんです。

これは前から申し上げていることなんですが、村としては今森林公園みたいなものを造って、住民の憩いの場にしようと思っているわけなんですが、どのような事業でこれがはめこめられるかということで検討いたしているわけでして、本村は4つの小学校と中学校にグランドを持っているし、それを利用するということで体育面のことは十分でなかろうかと思うわけでございます。それでグランドとしてのものよりも、先程申し上げましたように森林公園的な村民の将来の憩いの場にしようというふうに考えているわけでございますが、しかし、

はっきりしたことでなくして、どのような事業に当てはめることが出来るかというふうなことでいろいろ検討しているところでございます。

O 11番(前田福正君) いろいろ計画もあるようですが、今日まで地域住民は年に3回ぐらいは何かの催し事に同グランドを使っております。利用計画に当っては住民の声もありますので、その点考慮していただきますよう要望いたします。

〈農村環境改善センターの管理面について〉

- 13番(平良嘉清君) モデル事業の大きな目玉として改善センターが近々完成することになったことは村民は大きな期待を持っているわけですが、それと並行して関心を持っていることは改善センターはどのような形で運用するのかという点とそれに伴う予算はどのくらいかかるかというのが村民の関心でありますので、具体的な見解をお持ちであれば、その2点についてお伺いいたします。
- O 村長(根路銘安昌君) 運用につきましては、改善センターの趣旨であります農村における研修の場、或いは行事とかに利用させるということで運用はやっていきたいと思っているわけですが、これにつきましては利用する以前に条例を作りまして、条例に基づいて運用していきたいと思います。

予算につきましてはこれから検討しようということでございますが、一番余計にかかりますのが電気料金であるわけです。電気料金そのものは利用してみなければ分からんわけですが、はっきりしているのは基本料金で非常に高いわけです。1か月に対しまして約28万円程度かかるわけです。これは現在の料金で押えた場合で、改訂されるとどうなるか良く分からないわけですが、清掃や空調関係は委託しなければいかんし、これから検討しまして運用していきたいと思っております。

- O 13番(平良嘉清君) 専従職員の設置か、或いは委託という具体的なものはないという ことか。
- O 村長(根路銘安昌君) 専従職員を置く考え現在ございません。

〈大保川砂防ダムの工事について〉

○ 9番(松島重克君) 最近、大保川の砂防ダムの工事が行なわれているわけですが、聞くところによりますと基礎の補強工事、或いは笠上げということのようです。それで普通の砂防ダムとしての工事としては理解出来ない面があるわけです。あまり擁壁が高いものですから、それと基礎工事に相当の経費をかけているようです

それで将来取水と関係はないかという疑問を持っているわけですが、そういう懸念はない かどうか。

○ 村長(根路銘安昌君) これは当初から砂防ダムとしての計画で、去年の議会であった

と思うんですが、54年度で工事は終るだろうと申し上げていたわけなんですが、54年度はストップして55年度にやっているわけです。

これは最初の計画どおりということで、あくまでも砂防ダムというふうなことであるようでございます。

〇 9番 (松島重克君) 最初の計画どおりということでありますが、大保の砂防ダムが出来る当初は、当局の説明は3千万余りの工費だという説明をなされているわけですよ。

それからしますと大幅に上回る経費をかけられた工事だと、しかし、当初の計画どおりだということであるならばそれはそれでいいわけですが、私が聞くところによりますと砂防ダムからの取水もあり得ると、名目は砂防ダムだが取水も可能だと聞いているわけです。当局はそのようなことお聞きになっておりませんか。

O 村長(根路銘安昌君) 大保川の砂防ダムからの取水するということは全然話ございません。また、聞いてもおりません。

最初の計画も砂防ダムということでありましたので、おそらくそういうふうなことはないんじゃあないかと思います。

○ 9番(松島重克君) 先程私が申し上げたのは大保ダムに限らず、他の所でも砂防ダムからの取水は可能だという話を聞いているわけです。私が見た感じではあれだけの擁壁があれば当然取水も可能であるということは素人でも感じるわけです。それでそういう懸念はないかということをお尋ねするわけですが、答弁は先程の答弁でありますからそれでいいわけですが、現在、田嘉里におきましても津波におきましても取水に対する見返りということが大分問題になって来ているわけです。そして県の方針といたしましては、これから取水する所に対しては補償なり見返りを考えるが既に施設が出来ている所、或いは取水している所にはやらないというのが県の方針のようであります。

これからいたしますと、知らない間にそういう施設が出来た場合に取るべき見返りが取れないというようなこともあり得るんじゃないかと、これを懸念しているんですがね。出来てしまってから補償、或いは見返りを要求しても、出来た所には出さんという県の方針のようでありますので、その時になって当局の責任を追求しても後の祭りであります。でありますので神経過敏になって度々こういうことを申し上げているんですよ。そういうことを念頭に入れてもそういう心配はないという確信をお持ちですか

○ 村長(根路銘安昌君) 砂防ダムを造りたいという当時からのことを考え合わせまして、 今のダムから現在のような施設で直接水を取るというふうなことはおそらくないだろうと、 このようなことが考えられます。

〈再度役場前バス停の待合所設置について〉

○ 7番(山川正行君) この件については前にもお聞きいたしています。

当時の答弁の中では、いろいろ問題があって村が設置すべきかどうかを調査して考えてみるということでしたが、それから検討されたことがあるのかどうか。

○ 村長(根路銘安昌君) 前にもその件につきましてご質問ございまして、検討しましょうというふうなことでございます。その時にいろいろ検討したわけなんですが、その検討が中断いたしましてまだ結論得てないわけなんですが、これにつきまして交通安全関係の視界とか検討しなければいかんということで、これから関係課に指示しまして検討させようと思っているわけでございます。これは長くなりまして誠に申し訳ないと思っているわけですが、これから検討をさせたいと思っています。

〈喜如嘉小学校前村道沿いの排水溝の変更について〉

○ 10番(前田貞四郎君) 喜如嘉波佐間からの排水溝と謝名城からの排水溝からの排水が、 現在ひとつのマンホールに落されているものだから下の農作物に被害が出ています。

そういう被害から農作物を守るために学校前から通っている排水溝の落し口を、旧校長住 宅の前から土地改良地区内の排水に落せば未然に防げると思うんですが、排水溝の落し口を 変える考えばないか。

○ 村長(根路銘安昌君) これは土地改良の排水の計画設計はそういう水の流れる地域も 計算に入れて設計もされていると思うわけなんですが、水はけが悪いというようなことでご ざいます。村道沿いの排水につきまして村道部分のものだけであるのか、或いは土地改良地 区から流れるものも含まれるのか良く分からんわけでございますが、これは確かにマンホール、いわゆる排水施設は土地改良区の財産であるわけです。土地改良区の人達がどうしても 落していかんというふうなことであれば変えなければいかんわけですが、また、村道沿いの 排水溝の変更だけで影響が出るのかどうかそのようなものも検討しなければいかんと思いま す

その件につきましては土地改良区からそういうふうな話があれば、両方で一緒に検討して いきたいと思っています。

- O 10番(前田貞四郎君) 私の言っていることが理解されてないような気がするわけですが、学校前の排水溝全部の変更ということでなくして、学校沿いの排水溝から両方のもの一緒になってマンホールに落ちていますが、謝名城側から来ているものを校長住宅の前で直角に切って落し口を土地改良区の排水にもっていったら、水力も半減されて下の田に氾濫することもないと言っているわけです。校長住宅の所から村道を直角に切って、落し口を変更してもらいたいということなんです。
- 村長(根路銘安昌君) この件につきまして予想したものとは違っておりますので、一

応現地を確認して調査をしてみたいと思っています。

〈伝染病の予防対策について〉

○ 3番(山城宗喜君) 新聞報道によりますと宜野湾市伊佐区に集団赤痢が発生し、次ぎつぎにまん延し多数の患者が出ており、更に飛び火的に南部や北部にも発生し、北部で発生した患者は名護市の北部地区隔離病舎に収容されたと報じられています。その中に本村1人、東村1人の患者が入院して治療を受けていましたが、その方々は既に退院されたということであります。

しかし、今後再び村内から患者が出ないよう十分に関心を持ち、留意しなければならない ものと思うものであります。県の環境保健部で宜野湾市伊佐区の集団発生現地において赤痢 の発生源の究明結果を簡易水道が発生源であると発表されております。

今回の宜野湾市での赤痢発生の波及は一地域にとどまらず、飛び火的に広い地域に発生していることを考えますと、本村においても等閑視することは出来ないと思います。それで本村においても消化器系伝染病予防対策として、飲料水の常時清潔保持に努め、その他諸々の伝染病予防対策を講ずることは極めて重要なことではないかと思います。その件について村当局のお考えを承りたいと思います。

- 厚生課長(稲福幸三君) 去った8月に本村出身者が宜野湾市伊佐で感染して、本村で発病したわけです。本村から発病したのは2人で、1人は疑似赤痢で1人は入院したわけです。これは飛び火的ではなく、向こうで感染してここで発病して、村内では二次感染は出ておりませんで、この対策は十分にしたつもりでありますが、これからの伝染病対策ということになろうかと思うわけですが、簡易水道管理者に対して管理を適切にやるようにずっと指導をやっているわけです。消化器系伝染病を防ぐためには塩素消毒以外にないわけです。従来もやって来ましたし、今後も簡易水道管理者を通して消毒するように指導やっていきたいと思います。
- 3番(山城宗喜君) これまでも伝染病予防対策として飲料水の消毒を実施して来たことは事実でありまして、今後とも強力に塩素消毒の実施をやるという答弁でありましてそのとおり今後とも進めてもらいたいと思いますが住民が簡易水道飲料水に対する関心と協力を持っていただきたいということについて1点と、先程申し上げました村からの赤痢患者も発生の現地に行って感染したということでありますが、今後、こういう伝染病発生時には絶対に発生地には行かないように禁止することの対策、啓蒙についてお伺いします。
- 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後3時22分) 再 開 (午後3時42分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
- 厚生課長(稲福幸三君) 防疫対策としまして、今後水道管理を適切にするために各部落の簡易水道管理者を通しまして、十分その管理について指導督励していきたいと思いますそれから今後のことですが、伝染病に対する正しい知識を啓蒙しながら、もし、村内或いは県内で伝染病が発生した場合には出来るだけその地域に近か寄らないように住民に知らせていきたいと思います

〈村内農業電力利用導入について〉

- 13番(平良嘉清君) 本村には農業電力というのは聞いておりませんが私達の大工又かん水事業につきまして48%という電力が値上がりしまして、約60%以上の料金値上げをやったわけです。前にこの問題につきまして自分なりに資料を集めたり検討したわけですが、自分達の中には資料ございませんので、そこでこの制度移行に対しまして何か資料がないかと思いまして提示しているわけでございますが、そこで制度移行に対しまして何かないかどうか。それと行政指導の面とふたつ上げているわけですが、もし当局に対しましてこういうような資料がございましたらご指導お願いしたいと思うわけです。
- O 村長(根路銘安昌君) 只今おっしゃるのは、農業を行うにあたっての電気の使用、そのようなものにつきましての特別な制度はないかというふうな質問だと思っております。

それで只今のこの質問は農山村電気導入促進法とは別にこのような制度はないかということだと思っております。私共もそれについては現在よく知っておりません。知らないために県の2、3の課に、農産関係、農地の関係、その他の事業関係の課に問い合わせてみたんですが、制度的には現在分からんということです。現在ありますのは沖縄電力の内部規則として電気を安くであげましょうということはあるようです。しかし、これは一般に電気の需要の少ない時間、いわゆる夜間に対しましての安くで供給しましょうというふうな内部規則はあるようでございます。この中味についてもよく分かりません。ですから現在のところ制度的なものといたしましては情報も集めたわけですが、あるということは聞いておりません。

- O 13番(平良嘉清君) 内部規則によって可能だという線が只今の答弁で分かったわけですが、その内部規則によって可能な面を行政指導は可能でないかと思うわけですが、その面についてはどうお考えか。
- 村長(根路銘安昌君) これにつきましては会社の内部規則でございますので、会社からも村に対しましてそのような内部規則も来てないわけです。だから行政指導ということよりも、それが必要でありましたら会社の方からもその規則を取り寄せまして説明しまして、村民に知らせるようにしたいと思います。

〈農村環境改善センター落成式典及びまつりの予算について〉

○ 9番(松島重克君) 先日の補正予算は議決を見ているわけですが、参考のためにお聞きしたいと思っているわけです。

この予算から見ますと改善センターの費用、或いはこれに伴うまつり費がしめて3,085千円になっていますが、過去にこういう事例が余りなかったものですから経費が大きいなと、これぐらいの経費を使わないと改善センターの落成式というものは出来ないのかという感じを持っているわけですが、先程も申し上げましたように、こういう村内の施設を造って落成式等で3,000千円余りの経費を使ったということは私の知る範囲では今でかってなかったと思います。このモデルセンターが完成した暁にはこれぐらいの金をかけないと落成式は出来ないのかどうか。また、まつりというものもどうしても行なわなければならんのかどうかご説明をお願いしたいと思います。

○ 村長(根路銘安昌君) 確かに両方合計しますと3,000千円ちょつとになるわけです。 改善センターはモデル事業における目玉であるわけでございます。改善センターが村民の大変期待している施設でもあるわけでございます。そういうことで改善センターの落成式典をしまして、今までお世話になっている方々、関係者にお礼を申し上げるとともに、また村民皆がこの施設を大いに利用していただくとともに、改善センターの活用と村民自らがこのような機会に村民皆が村おこしをやろうというひとつのふんい気をつくることも非常に大事ではなかろうかと思っているわけです。

それで改善センターの落成に1,528千円、予定しているわけでございますが、これもこの 行事を行うに当りましてはある程度切り詰めた予算であるわけです。

まつりのものにつきましても、先程申し上げましたように村民全体が集まる行事もないわけです。改善センターの落成と併わせまして、村民皆が村おこの主人公であるという考え方で、それを機会に皆で村おこしをやりましょうという希望をつくるということは大事なことだと思っているわけでして、確かに金額的には本村の予算からするとある程度大きい予算であるわけですが、そういう機会に落成を祝って、更に関係者にお礼を申し上げながら今後の協力をお願いするとともに、村民が皆でやりましょうという機会をつくるということは非常に大事なことだと思いまして、なるべく無駄を省いてやりましょうというふうな考え方でやっているわけでございまして、これはこれだけ是非必要だということを考えましてお願いをいたしているわけでございます。

〈県の施策についての具体的内容について〉

- O 13番(平良嘉清君) 北部モデル定住圏構想と農村高齢者活動促進事業について具体的 な説明をお願いいたします。
- 村長(根路銘安昌君) モデル定住圏計画につきましては県の事務であるわけです。北

部地域がモデル定住圏に指定されようとしているわけですが、モデル定住圏の選定するに 当ってのいろいろな評価をしているわけですが、これは県の方で調査して評価いたしている わけです。

評価した地域におきまして採点いたしまして、北部がモデル定住圏の選定要件にかなっているということで県の方から相談があったわけでございますが内容につきましては具体的なもの私共知っておりません。県もこれから作るわけですので、いわゆる要件といたしましては、都市と農林漁村を一体とした圏域で、自然環境、生産環境、生活環境、総合的に整備していくに必要な一体性を要する圏域であるということ、都市化が相当進行している圏域、又は過疎化現象の著しい圏域でないこと、広域市町村圏と調整された圏域であるということ、人口の地方定住に先導的役割を担うべき地域であるということ、こういうふうなものがありまして、これは市町村と相談いたしまして国に推薦するということになっておりまして、現在のところ北部町村会におきまして先般協議ありまして、具体的なものはこれから県が作るんだけど北部受けてくれということがありまして受けといてそれから担当職員あたりに県の事業計画を説明してもらうようにというふうなことで、その時に私共、この計画を県が作るのであるから特に念を押しておきたいのは一部に偏重しないということ公平的な取り扱いでやってもらうということで要請いたしておりますが、そういうことで受けましょうということで北部の市町村会にはやっているわけです。

それから農村高齢者活動事業についてでございますが、これも県が直接やる事業でございます。それで本村もそれに指定されているようでございましてこれは普及所がこの事業をやるということになっておりまして、これから普及所の方で事業の実施要領に基づきまして事業が進められていくと考えているわけでございます。

- 13番(平良嘉清君) 定住圏構想と広域圏構想とはどのような差がありますか。
- 村長(根路銘安昌君) モデル定住圏は三全総によって発足して、制度化というよりも モデル化してやっていくということで大都市を除いたところの圏域に各県一地域をモデルに 指定してやろうということでして、広域圏は広域行政ということで地域で計画して事業を進 めるわけなんですが、これはまた県がモデル地区として指定して県が事業やっていくという ことでして、事業の内容としましては先程申し上げましたところの要件を満たすような事業 をやるのではないかと、具体的なものは良く分かりませんがそういうふうなものではないか と思っています。

〈村有林野無断耕作の調査結果と関連事項について〉

○ 9番(松島重克君) これは去年の12月に村有林野払い下げ調整委員会の提起した問題 であるわけなんですが、12月、そして本年度の3月6月と続けていろいろ質問いたしてきた わけでありますが、当局の調査がどうも不十分のようでありまして、当局が言うところの無断耕作であるのか、又は黙認耕作であるのか、その辺が判明しがたいということで今回も質問するわけであります。当局が言われるには無断耕作者は4名、真喜志康信さん、崎山喜幸さん、上地安広さん、平良嘉清さん、この4名が無断耕作者であるというように断定しているようですが、又、これ等の人達に対しては当局は再三にわたって文書及び口頭で作物の撤去を通告したと、しかしながら聞いてもらえずに現在に至っているというような答弁をされているのでありますので、事実に基づいて逐一質問いたしこの問題を解明していきたいと思っているわけです

そこで先ず、当局が断定しているところの無断耕作者4名、それから先程申し上げました 人名に誤りはないかどうかお答え願いたいと思います。

- **村長(根路銘安昌君)** 現在、相手から聞き取り調査をやっておりますがこれにつきまして開墾者の言い分だけは聞いておりますが、更にこれに対するところの反対的な調査もしなければいかんわけですので、これにつきましてその結果を断定する、本人達の言い分をこうだとはっきり決めることはまだ至っておりませんので、また反対調査もしなければいけませんのでまだそのことにつきまして調査結果ということを結論出しておりません。
- 9番(松島重克君) 私がお聞きしていることと違っているんですがね 私がお聞きしていることは、過去において当局が村有林野を無断耕作している人は人員は 4名だと、そしてやっている4名の人々はこういう人達であるということを公表されている わけですよ。議員全員の前で、それについて誤りはありませんかとお尋ねしているんですよ。 人名と人員に誤りはないかと。
- 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩(午後4時14分)

再 開(午後4時20分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
- 村長(根路銘安昌君) 氏名は本人の関係もございまして申し上げられませんが、そういうふうなことで問題になっている方で5名を呼びまして調査をやっているわけでございます。
- 9番(松島重克君) 当局においては慎重にお考えになっておられると思うんですが、 これは既に議員全員の前で人員は公表されているわけですよ。これは担当課長十分ご承知の はずですよ。又、調査をされて、或いは解明していくためには止むを得ないんじゃあないか と思うんですね。まして当局がおっしゃるように文書口頭で再三通告しているにもかかわら ずそれを聞かないと、当局のおっしゃることが真実ならばですよ。改めてお伺いするわけで

すが、5名という数字が出ましたですね。そうしますと4名の人員と違ってきている。そこで先程申し上げた4名の方はこの5名の中に入っているでしょう。どうですか。

- 村長(根路銘安昌君) 先程お名前をおっしゃつていたわけですが、入っているという ふうに理解しても結構だと思います。
- 9番(松島重克君) これはここまで来ますと止むを得ないんじゃないですか。当局がこういう人員氏名を公にされているわけですからね。ましてこれを解明していく上で誤りがあればかえって大変ですよ。 4名が5名になったということですね。これは分かるんです。こういう方々は当局からお呼び出しされて事情をお聞きになっているということも多少耳にしているわけです

人員は1名違っていますが氏名は間違いないと断定していいでしょう。どうですか。

- 村長(根路銘安昌君) そのように理解していただいていいと思います。
- 9番(松島重克君) これは当局が明らかにされているものですから止むを得ないです。 個人個人に対しては気の毒である面もあるか分かりませんがね。もう公になった以上は止む を得ない。又、この問題を解明していく上にも止むを得ないことではなかろうかと思うわけ です

そこで1名分からないわけですね。4名は公にして1名は公にしないというのは不公平でないですかあとの1名はどなたですか。

- 〇 村長(根路銘安昌君) 私の方から氏名を発表するのは控えさせていただきます。
- 9番(松島重克君) 4名は明らかにされて1名は明らかにしないということは、4名 の方に対して申し訳ないんじゃあないですか。
- O 村長(根路銘安昌君) こちらから氏名を発表したわけでなくして、そのように理解してもよろしいでしょうということです

私はこの場で一人びとりの名前を発表するのは控えます。

○ 9番(松島重克君) 何も村長が発表したとは言っておらないんですよ確認したわけですよ。発表は担当課長と係職員が現地調査の時点で明らかにされておりますよ。これは当局が明らかにしたと言ってもいいんじゃないですか。私はそう理解しておりますよ。村長がそう言わなくても、担当課長、担当職員が公にしたことは当局が公にしたと、これは何等変わらないわけです。

だから当局が4名は明らかにしておきながら、あとの1名は明らかにしないと、不公平でないですか

O 村長(根路銘安昌君) 再三申し上げるようでございますが、氏名につきまして私の方 からは申し上げられません。

- **〇 9番 (松島重克君)** それならば、先に4名を公表しているということはどういうことですか。
- 村長(根路銘安昌君) それは私としては今日まで知ってないわけです。
- 9番(松島重克君) これは村長おかしいですよ。私は知らないということは、担当課長、担当職員が全議員を前にして公表したということは当局が公表したと言わざるを得ないわけですよ。4人は公表しながら1人は公表しないと、自分からは出来ないと、担当課長、職員がやったことは自分の知ったことではないと、これは公の話としては通りませんよ。担当課長、担当職員がやったことであっても当然最終的な責任は村長でしょう。当局が明らかにしたということについての責任は村長にありますよ。だからそういう意味からしますと、4名は公にして1名はしないということはおかしいんじゃないですか。
- O 村長(根路銘安昌君) 非公式であったかも知れませんが、公式に名前を出したという ことは私は非常に遺憾だと思っています。これは今までこういうふうに申し上げておりまし たら、大変まずいことをしたと思っているわけですが、そういうふうな意味で私は議会の本 会議におきましてそのようなことを申し上げることは控えます。
- 9番(松島重克君) 控えられるならば止むを得ないわけですが、他の4人の方に対しては当局としては何等かの処置を講じられなければいかんと思います。こういう片手落ちがあるということは。非公式ではないですよ。議会が現地調査をする途中において担当課の課長と職員が側におられて明らかにしているんですよ。非公式ではないんですよ。これは公のことですよ。

そういたしますと次に、6月議会でお話申し上げておきました調査結果についてお尋ねしてみたいと思うわけです。

それぞれの方々はそれぞれケースが違うと思います。そこで一人びとりやらなければいけないと思いますので、各自について次のことがらを聞きたい。

事件の発生時期、耕作面積、作物、それをやっている耕作者の言い分、それから今回の払い下げにおいてこの該当者の方々は払い下げ申請をしているかどうか、又、この該当する方々は過去に払い下げをしておるならば面積はどのぐらいであるか。

- O 村長(根路銘安昌君) 只今の質問につきましては名前を省略して、一人びとりのものを報告させたいと思っています。尚、耕作者の言い分につきましては調査が十分でないといわゆる反対の調査もしなければいけませんのでこれは出来ません。それから対応策とその他の関連事項はこれからのものでして、これも申し上げること出来ません。他のものにつきましては名前を省略して経済課長から報告させます。
- 経済課長(仲村順三君) 23林班の1件、発生した年月日が昭和49年1月、耕作面積が

1,415坪、作物はみかん、過去に払い下げた面積20,331坪、この方は今回払い下げしようとする申請はありません。

次に同じく23林班の2件目、開墾したのが昭和46年月日ははっきりしておりません。面積は1475坪、作物はパインです。過去に払い下げした面積16,013坪、同じく23林班の3件目ですが、開墾したのが昭和46年の春、面積が3,943坪、作物はパインです。過去に払い下げした面積9,667坪、これはこれから払い下げしようとするところの払い下げ申請があります。

24林班、開墾したのが昭和50年、面積が2,311坪、パインを植え付けしています。過去に 払い下げた面積21,557坪、この方が今度払い下げ申請しているかはっきりしておりませんの で後で調査して報告したいと思います。

5件目、開墾したのが昭和54年8月、面積が1766坪、パインを植え付けしています。過去 に払い下げたのはありません。今度の払い下げ申請もありません。

- 9番(松島重克君) 耕作者の言い分の調査はどうなっていますか。
- 村長(根路銘安昌君) 耕作者の言い分は調査しています。
- 9番(松島重克君) やっているならばお示し願いたいですね。
- 村長(根路銘安昌君) 先程申し上げましたように、これは反対調査もやらなければいけませんのでそのまま申し上げることは出来ません。
- O 9番(松島重克君) 村長何か感違いされているんじゃあないですか。

耕作者の言い分について6月議会でこれも調査して下さいとお願いしていたわけですよ。 やりましょうということだったんですが、今、調査してありますと、調査してあるならばお 示し願いたいと、これは一番肝心なところなんですよ。何故長年にわたって耕作しているか と、そこには耕作者は耕作者としての何か言い分があるだろうと、肝心なところが抜けては 何にもならんですよ。やっておるならばお示し願いたい。そうでないとこれ判断つかんわけ です

- O 村長(根路銘安昌君) 先程も申し上げましたが、その言い分は調査はしてありますが 発表は出来ません。
- 9番(松島重克君) 何故ですか。名前も分かっているのに言わないぐらいでしょう。 一番肝心な耕作者の言い分がなければどうなりますか。一方的でしょう。村が一方的に無断 開墾者だというようになってしまっているんじゃあないですか。耕作者の言い分はどうなっ ているかと肝心なところが抜けてはどうにもならんでしょう。この調査何もならんでしょう。 何時公表するおつもりですか。
- 村長(根路銘安昌君) このようなことは私は本来ならば調査される場合におきまして も何か、はっきりしない調査の段階におきまして名前を公表することもまずいんじゃあない

かと思うんです。

ですからそういうふうなことにつきまして、言い分を今このような議会の本会議場で発表することは私は控えたいということでございまして、いずれ公式にしますか非公式にしますか、耕作者の言い分につきましても、更に反対調査も済みましてから何等かの形でお知らせしたいと思っています。

○ 9番(松島重克君) 反対の調査とかおっしゃっておられるんですがおかしいですよ。 村当局が以前に無断耕作者4名、今日訂正で5名になっているんですが、こういう人が無断 耕作をしていると公にしておきながら、今頃になって言い分も公に出来ない、片手落ちでな いですか。そんなことは公表する前に言いべきでしょう。無断耕作者は誰々と言う前にそう いうことは言うことですよ。本末転倒しているんじゃあないですか。

片方では公にしていながら、じゃあ耕作者はどういう言い分を持っているかと、これは言えない。反対者の立場の調査も必要だと、反対者というのはあなた方当局ですよ。あなた方が一方的にこれ等の人を無断耕作者だと決めつけておきながら言い分も聞かないわけですか。もし、そういうことを言うならば人員や名前を公にする前に言うべきですよ。そうじゃないですか。

- O 村長(根路銘安昌君) 人員の数につきましては問題なかろうかと思うんですが、氏名をやるということは先程も申し上げましたように公表やられているとするならば非常に遺憾でございます。ひとつの人権的なものもありますので、慎重に期すということで今名前の発表を控えると、本人達の言い分も発表控えるというふうなことでございます。
- 9番(松島重克君) 今頃から慎重とかおっしゃっても遅いんですよ。

人員も名前も公表されて後から慎重とか何とかおっしゃつても、それは公にする前に考えるべきですよ。今頃になってそういうことを言うということはかえって耕作している人達の言い分も我々の耳に入らなくなるでしょう。耕作者の言い分が正しい言い分であるならば、我々はそういう立場に立って判断しなければいかんわけです。調査をしても明らかにしないということであれば我々の耳に入らないでしょう。こんな片手落ちの調査の方法はないでしょう。これは解明する大きな決め手が失なわれたということになるわけですよ。解明しないというならばそれでいいか分からんですが、止むを得ないでしょう。当局が耕作者の言い分を明らかにしないということであれば、じゃあ角度を変えてお聞きするんですが、こういう問題をこんな長い間解決出来なかったというのは何処に原因があるんですか。この事件が発生してから聞くところによると拾数年のものもあると、まして問題が提起されたのが去年の12月、もう今9月ですよ。

解明の糸口でも見つけて進んでおりますか。他の市町村ではこういうことは先ず見られな

いんじゃないですか。 拾数年間こういう問題が解決されずに放置されているということは、 こういう理由は何か明らかにしてもらいたいと思います。

- 村長(根路銘安昌君) この件につきましては前にも申し上げていたと思うんですが、確かにそのような現実の問題を私共が把握してなかったということでございます。把握してなかったということ非常に責任を感じているわけでございます。それで今日一応事情分かりまして鋭意これが解決にやろうと思っているわけですが、ところがこれもすぐ簡単に出来ないと、いろんな言い分とか深く調査して解決しようということでやっているわけでございまして、確かに発生時期におけるところの、或いは発生から今日に至る長い期間私共がその実情を掌握出来なかったということは大変申し訳なく、又、我々も強く責任を感じているわけです。今までその問題解決出来なかったということは現実の問題を私共が十分掌握してなかったということでございます。
- 9番(松島重克君) 私の見た感じでは担当職員はかなりこの問題解決に心をくだいているように感じているんですよ。ただし、担当職員の力では如何ともし難いというようなところではなかろうかと思っているわけです。そこで感じられることは、長年こういう問題が解決されずに放置されたということは、今の執行部の仕組みの中にこういうものがあるのではないかという感じがするんですがね。拾数年間もこういうものが村長の耳に入らないで、何処でどうなっていたか分からない、解決されずに今火を吹いてきたと、どうも仕組みに問題があるのではないかと思うわけですがどうですか。
- 村長(根路銘安昌君) 確かに、特に村の財産の問題でございますし、これにつきましては重々管理をいたしましてやるべきでありますが、これが十分掌握出来てなかったということでして、それに対する監督のまずさということも言えないわけではないわけですが、そういうことで十分指導監督をいたしましてやっていかなければいかんということを反省いたしているわけです。
- 9番(松島重克君) 反省は大いにやってもらわなければいかんと思いますよ。私が申 し上げているのは、拾数年間もこういう大切な問題が村長の耳に入らないような仕組みはど ういうことかと聞いているんですよ。
- 村長(根路銘安昌君) 入らない仕組みということは別にないわけですが私共の指導監督が足らなかったということになると思っています。
- **〇 9番 (松島重克君)** 指導監督とかおっしゃらなくとも役所のあり方として当り前でないですか。

担当職員が村内を巡視して問題があったという場合は上司である担当課長に報告する、担当課長は自分なりで判断して処理出来るものは処理していいでしょうし、決めかねるものは

当然上司に報告しなければいかんでしょう。これが普通のあり方ではないですか。こんなことは我々が言わなくても当り前のことでしょう。そういう当り前のことがなされておればとっくの昔に村長の耳に入っていたでしょう。そうするとその時点で適切な処置をして指導すれば無断耕作者というものは出なかったでしょう。今の本村の仕組みはそういうことですか。担当職員、課長、助役、村長という縦のつながりはないということですか。縦のつながりがあるならば当然報告していると思うんですがね。

知らなかったということは報告されてなかったということになろうかと思うわけですが、そういうことはどうなっていますか。

- O 村長(根路銘安昌君) おっしゃるとおり報告来てないわけです。そういうふうなところで私共の指導監督の面でまずさもあったというふうなことで、はなはだ申し訳ないと思っています。
- 9番(松島重克君) 今回だけではないんですよ。村有地に関しましては前にもそういうことがあったんですね。高圧線の下は払い下げしないと村長は議会において表明されていたが、知らない間に払い下げられていたと、村長は自分が知らない間に係職員が間違ってやったとこういうことございましたね。だからそもそもこういう時点からこういう問題が出ているわけですよ。

今回が初めてではないわけですよ。だからそういう時点で村長は知らなかったということを前の答弁あたりではおっしゃつておられるんですがね。本当はそれでは通らないんですよ。村長がしなくても部下職員がやったことは当局がしたということになるんですよ。そうすると最終的な責任は村長に、これは常識的な考えでしょう。私は知らなかったでは通らないと思いますよ。だから今の本村の仕組みは他の市町村では考えられない仕組みになっているということですよ。縦のつながりが全然ないと、そういう連絡が上司にされておらん、それが十数年来続いて来ているということですね。じゃあ村長が知らないということですが、担当課長こういうのは前に聞いておりましたか。こういう無断耕作があるということを担当職員から聞いておられたかどうかということを聞いているんです。

- 経済課長(仲村順三君) 担当職員から無断耕作者があると直接聞いたのが3件、ちょうどその頃は払い下げ業務をしている頃で、その現場が貸地しているのか払い下げ地であるのかはっきり分からないような状態であったので、分からないものも出てきた後で分かったというふうな状況になってしまって、その開墾した時点では分かっているのが3件です。これが担当係から直接報告を受けたものです。
- O 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩(午後4時58分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

会議時間の延長についてお諮りいたします。

只今の質問が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、只今の質問が終了するまで会議時間を延長することに決しました。 暫時休憩いたします。

休 憩(午後5時01分)

再 開(午後5時06分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

質問続行いたします。

- 9番(松島重克君) 3件は前に聞いていたということですが、5件の内3件は耳に入っている。ところがこの3件でも解決されてないでしょう。であるのに何故上司に報告されてないかと、貴方は自分で解決しょうと思っておられたわけですか。貴方が自分で解決するということであっても、やはり上司に報告しなければいかんのではないですか。本村の場合はそういう場合は上司に報告しなくてもいいわけですか。
- 経済課長(仲村順三君) 確かに報告してないということは私の手落ちでありまして、 報告しないでいいというような考えは持っておりません。
- O 9番(松島重克君) 報告はしなかったが、課長独自の努力はされたわけですか。解決のために。
- **経済課長(仲村順三君)** 報告のあったものについては、私もその人に直接会って使用 を止めるようにということは言っております。
- 9番(松島重克君) 会って努力はされたということでありますが、その結果は十分な効果を上げることが出来なかったということであるならば、やはり上司に報告をして上司の決裁を仰ぐというのが普通のあり方だと思うわけですが、それがなされてなかったということが十数年来の問題が持ち越されて来た要因だということになろうかと思うんですがね。どうも普通の町村で行なわれているものとは違った仕組みのように感じられるわけです。これは即直さなければいかん点ではないですか。こういう問題が発生した時に上司に報告するということが今までなされておらなかったようですが、こういうことは即改正して、上司に即報告するようにするのが普通のあり方でないですか

O 村長(根路銘安昌君) 確かにおっしゃるように、財産の侵害的なものになるわけでして重要なことでございます。

当然、報告もすべきであるわけなんですが、そういうことにつきまして私共の指導監督ということでそれが遅滞しているということは大変申し訳ないと思っているわけでございます。

- 9番(松島重克君) これは根本的な問題ですからこんなことは難かしいものでも何でもないわけです。普通職員としてあるべき姿ですよ。自分の担当する職務内に異常が発生した場合は上司に報告をすると、上司の決裁を仰ぐということは当り前のことでしょう。早速やってもらわないと困りますよこれは、次に無断耕作者5名の人達に再三口頭や文書で作物の撤去を通告したということでありますが、この資料は残っておりますか。
- 経済課長(仲村順三君) 文書で通知したものについては残っていると思います。
- **O 9番(松島重克君)** 文書で何回かやったということでありますが、該当者に何度ぐらい文書でされていますか。控えはありますか。
- 経済課長(仲村順三君) 私は確認しておりませんがあると思います。
- O 9番(松島重克君) 担当課長は文書の内容をご存知ですか。ご存知であればどういう 文書を該当者に送ったのか概略聞かせてほしいんですが。
- 経済課長(仲村順三君) 文書の内容確かなものは記憶にないんですが、内容は収益することを止めなさいということと撤去しなさいということが主な内容だったと思います。
- 9番(松島重克君) これを何回ぐらい出しておりますか。
- O 経済課長(仲村順三君) 回数は憶えておりません。
- **〇 9番(松島重克君)** これはこの問題の解明の大きな手がかりなんですよ。これは後日 お聞きしなければいかんと思っておりますがね。これは控えもあるとおっしゃっておられま すから、当然回数も分かるはずです。

次に、再三にわたる文書や口頭によっても撤去しなかったということでありますが、私は 非常に理解出来ない問題があるわけです。この5名の中の2人は村の行政に参画されている 方もおられるわけです。

はっきり申し上げて、現職の村議であり農業委員であり、過去において農業委員をされた 方、又、1人は当時は多分区長であったはずです。そして今問題になるところの村有地払い 下げ調整委員であったと思われるわけです。こういう方々はまさか村が再三文書や口頭で通 告したが知らんふりした、聞かなかったと、先ずこれは常識では考えられないことですがね。 だからどの辺まで文書で通告したという信びょう性があるのか不思議でならないんですよ。

他の方ならいざ知らず、この2方が入っておるからには口頭で或いは文書でしたが聞かな かったということは、これはもう不思議なことなんですよ。こういう方々は常に役所に出入 りされているでしょうもうここまで来たから申し上げるんですよ。この方々は村が口頭で文書で通告したことを知らないということをおっしゃるということが不思議でならないんですよ。こういう方々も文書や口頭で通告しても聞かなかったんですか。確認しておきたいわけです。

- 経済課長(仲村順三君) そのとおりです。
- 9番(松島重克君) これはそういうことだということで分かりました

それからここで考えられることは、当局はこの5名の方が無断耕作者であるということを 言っているわけですね。ところが無断耕作というものについて考えてみますと、市町村の土 地を無断耕作するということは短期間ならあり得ることだと思うんです。市町村の土地を長 期にわたって無断耕作というのは先ずないでしょう。だから見方によっては、これは無断耕 作ではなく黙認耕作ではないかという見方が生れてくるわけですよ。

そこで確認のために申し上げるわけですが、5人の人達が無断耕作だと言っておられるわけですが、無断耕作というこの断定に将来も変わりはないか。

O 村長(根路銘安昌君) 無断耕作は村に許可を受けない、或いは断わりなくやるという ことが無断耕作というふうに私共解釈して無断耕作という表現を使っているわけです。

その件につきまして、無断になるか無認可になるかというふうなことにつきまして、確かに無認可であると、又、無断でもあると、しかしながら長らくやっているから、強制執行しないから無断とも言えないというふうなことではなかろうかと思っているわけなんですが、それについての解釈につきましては今そこではっきり申し上げることは出来ませんが村の許可を受けないで無断でやったということで無断耕作という表現をやっているわけです。

○ 9番(松島重克君) これは非常に残念なことでありますよ。長年にわたって村有地が特定の人に耕作されていると、これについて無断であるか黙認であるかという判定も難かしいということでは困まりますよ。無断であるという場合の取り扱いと黙認という場合の取り扱いというものが違ってくるわけですよ。そもそもこういう判定を明確にされないといろんな問題が起って来ますよ。安易な考え方で軽率な行動に走る恐れがあるんですよ。ご存知のようにその一端が表われているでしょう。村長は名前を出さん、部下職員は出していると、これは非常に残念なことで、このような判定の見解というのはピシットやらなければいかんでしょう。又、やる時間はあったんじゃあないですか。去年の12月からですから、取り組みが弱いですよ。難かしい問題ではあるんですが私の感じでは取り組みが弱い、6月にあれだけ調査をお願いしておきながら肝心なところが抜けたりしますのでね。これではまだ対応策というようなものは出ないと思います。出なければ聞いても止むを得ないわけですが、しかし、これは早急に当局の考えをまとめて解決しなければならん問題でしょう。これは避けて

通られないでしょう。避けて通れない問題であるからには当局はそれなりの取り組みをして 早急に解決しなければいかんと思います。

先ず解決に当りましては、村民の納得のいくようにそしてどちらにも不公平のないように やらなければいかんと思いますよ。早急に解決すべき問題と思いますが、村はそれなりの取 り組みをされる考えがあるかどうか。

- 村長(根路銘安昌君) そういうふうなことで本人達もおいで願いまして直接本人の言い分も聞いているわけですし、ですから今そういうふうな判定を下すために反対の調査もしなければいかんということで、正しく解決するための努力をしたいと思っています。
- 9番(松島重克君) 正しい解決のために調査をするということでありますので、又、 今日の資料ではこれ以上質疑は不可能であると思います。肝心な耕作者の言い分も分かりま せんし、これ以上出来ないわけです。

十分調査をされた暁にもう一度質問いたしたいと思いますが、何時頃までに調査は終りそうな感じがしますか。

- 村長(根路銘安昌君) 予定といたしましては11月頃までに終る予定にしておりますが、 内容によっては遅れるかも知れませんが、予定としては11月頃までに調査を終りたいと思っております。
- O 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 5 時23分) 再 開 (午後 5 時25分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。 よって、本日はこれをもって延会いたします。 ご苦労さんでした。

延 会(午後5時26分)

第7回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和55年9月30日

1. 開議、閉会の日時

開 議(昭和55年9月30日 午前10時00分)

閉 会 (昭和55年9月30日 午後5時00分)

2. 出席議員(13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君 9番議員 松 島 重 克 君

3番議員 山 城 宗 喜 君 10番議員 前 田 貞四郎 君

4番議員 山川保清君 11番議員前田福正君

5番議員 平 良 実 君 12番議員 東 武 郎 君

6番議員 福 地 善 雄 君 13番議員 平 良 嘉 清 君

7番議員 山川正行君 14番議員親川富二君

8番議員 崎 山 喜 弘 君

3. 欠席議員(1名)

2番議員 平 良 真 光 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

 村
 長
 根路銘
 安
 昌
 君
 経済課長中村順三君

 助
 役新城繁正君
 建設課長古我知清君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長山城保雄君 書 記前田 孝君

6. 議事日程(第7号)

日程第1 一般質問

日程第2 陳情第5号 合成洗剤追放石けん普及に関する陳情

日程第3 陳情第8号 在日韓国人の国民年金適用に関する陳情

日程第4 陳情第9号 韓半島の自主的平和統一に関する決議要望書

日程第5 決議案第5号 昭和55年産さとうきび最低生産者価格引上げ等に関する要請決議

日程第6 常任委員会所属変更について

日程第7 閉会中の所管事務調査について

日程第8 昭和54年陳情第12号 「主任の制度化、主任手当支給」反対決議要請陳情

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長(玉城一昌君) 只今の出席議員は、13名であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

4番退場。(午前10時00分)

暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時01分)

再 開 (午前10時18分)

O 議長(**玉城一昌君**) 再開いたします。

これより、日程第1 一般質問を行ないます。

通告順により発言を許します。

〈村内の住宅問題について〉

O 13番(平良嘉清君) 本村の人口の減少20%の減少ということですが人口の異動を抑制するという立場から、勿論生活基盤の整備も必要ですが、その中でメリットが大きいのは住宅建築というのが考えられるわけです。

過疎法の計画の中には公営住宅の建設計画もありますので、公営住宅についてと、個人住宅については触れておりませんが、行政段階でどのような構想を宅地造成の計画を持ってこられるか。

○ 村長(根路銘安昌君) 公営住宅につきましては、過疎計画にも入っておりますように、 当初計画におきまして50戸の建設を予定いたしているわけです。

個人住宅の宅地の造成につきましては、別に具体的な案は持っておりません。

- 13番(平良嘉清君) この住宅建設については55年から59年となっておりますが、地域 の設定についてはこの5か年間を区分して設定するのか。或いは1か所にするのか
- 村長(根路銘安昌君) 公営住宅を分散してやるか1か所にやるのかということですが、 公営住宅の運営面からすると1か所の方が良かろうと思っているわけです。住宅地の面積等 も考えなければいかんと思うわけでして、出来るんでしたら1か所の方が良かろうと思うわ けです
- O 13番(平良嘉清君) 行政段階において、個人住宅の宅地造成の計画を考える時期に来ていると思うんですが、これに対してどう考えるか。
- 村長(根路銘安昌君) これについては現在のところ具体的なものは持っておりません。 これから検討していきたいと思います。

〈県企業局の本村より取水計画とその見返りの計画について〉

- 13番(平良嘉清君) 村内の取水か所は何か所予定されているか。見返りについてどのような計画をお持ちであるのか。2点についてお伺いします。
- O 村長(根路銘安昌君) 企業局から取水したいという河川は、田嘉里川、喜如嘉川、平 南川でございます。

それにつきましての見返りは、部落からの要求ははっきりしたもの来ているわけなんですが、村といたしましても素案的なもの検討しているわけなんですが、これはまだ発表の段階ではございません。

更に、今我々が詰めておりますのは水利権という問題がどのようなものであるか、いわゆる法律的に明確にされておりますのは2級河川以上のものは法律に明確にされているわけなんですが、その他のものは法律にないわけです。そのようなことで水利権というのは一体どういうものかということで、なお突っ込んで研究しなければいかんということで、その水利権の問題につきましてこちらでも研究していますが、企業局もそのようなことにつきまして明確にしてくれと要求しているわけなんですが、まだそれが出て来てないわけです。

O 13番(平良嘉清君) 計画内容は地元のものを吸い上げたものであるのか。村からこういう計画を作ったのであるのか。

地域に対してこの計画を提示して了解を得たのかどうか。

- O 村長(根路銘安昌君) 地域のものを優先ということになると、地域のものが満たされればオーケーするということではないわけです。村としても広い立場から見ての要求をやっていこうとやっているわけです。
- 13番(平良嘉清君) その計画の実現の可能性は何時頃か。
- 村長(根路銘安昌君) 水利権の問題から解決しなければ前進しないわけでございます。 これは申し上げること出来ません。

〈村の陶工村建設計画について〉

- O 13番(平良嘉清君) これについては村長の施政方針の中にもうたわれておりますが、 現在までの経過はどのような経過であるか。具体的な計画はどのようにお持ちであるか
- O 村長(根路銘安昌君) これは私共、やちむん村建設というふうに表現しているわけで ございます。

それの計画を申し上げますと、本村には焼き物に適した大変質のいい陶土があるわけです。 そういうことから地元にあるところの資源を有効に利用開発するということは本村の発展の ためにも大いにつながるであろうというふうなことで、その実験を既に江洲でやっているわ けです。更にこれを広めて発展させるために計画を作ろうということでございまして、本村 としてのそれに対する受け入れの対応が中心となって、将来は私はこういうふうな地場産業を育成するという立場から、将来におきましてはひとつの組合も作らせて展示する施設も造ってやろうという今の構想でございます。粘土の供給とかにつきまして条例でも作ってやっていこうというふうに考えているわけでして、そういうふうなもの検討中でございます。そういうふうな段階でありまして具体的にどうするということはまだ検討なされておりません。

- 13番(平良嘉清君) 企業体としてやるのか。個人個人として分散してやるのか。
- 村長(根路銘安昌君) 現在江洲でやっている3名、今年から大宜味地区にも2人予定 やっているわけですが、この5名の方と数回にわたりまして焼物のこれからの発展の検討会 をしたわけです。当初私共といたしましては江洲地域に集団的なやちむんの村を造ろうとい うふうに案を出していたわけですが、別の方から分散しても構わないんだということで、こ の件については規制は出来ませんので、いずれにおいてもひとつの産業を育成する方向でや ろうじゃあないかということでやっているわけですが、出来るんだったら県の伝統工芸の事 業に対しての県の助成も出来るような方向でやっていかなければいかんのじゃあないかと 思っているわけでございます。
- 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時40分)

再 開 (午前10時43分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

〈村有地払い下げについて〉

- O 13番(平良嘉清君) この件について、今回については検討の段階でありますので、今 会期中は取り下げいたします。
- O 議長(玉城一昌君) 以上をもって一般質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。

休 憩(午前10時44分)

再 開 (午前11時30分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

5番退場。

暫時休憩いたします。

休 憩(午前11時30分)

再 開(午後1時12分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により、決議案第5号 昭和55年産さとうきび最低生産者価格引上げ等に関する要請決議が提出されていますので、この際これを日程に追加し、先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、決議案第5号を日程に追加し、先議することに決しました。

日程第5 決議案第5号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので討論を省略し直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略されました。

これより、決議案第5号昭和55年産さとうきび最低生産者価格引上げ等に関する要請決議 について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩(午後1時13分)

再 開(午後1時15分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第2 陳情第5号から日程第4 陳情第9号までを一括議題といたします。 議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩(午後1時16分)

再 開 (午後4時22分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

常任委員会の所属変更についてを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会の所属変更については日程に追加されました。

日程第6 常任委員会の所属変更についてを議題といたします。

総務常任委員の玉城一昌君から経済建設常任委員に、経済建設常任委員の平良真光君から 総務常任委員に、それぞれ委員会の所属を変更されたい旨の申し出があります。

おはかりいたします。

玉城一昌君及び平良真光君からの申し出のとおりそれぞれ委員会の所属を変更することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員会の所属を変更することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休 憩(午後4時23分)

再 開 (午後4時25分)

O 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今総務委員長より、閉会中の所管事務調査について申し入れがあります。

これを日程に追加することにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第7 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

総務委員長から所管事務調査につき、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

おはかりいたします。

総務委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩(午後4時27分)

再 開(午後4時30分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

特別委員会に付託しておりました、昭和54年陳情第12号を日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加されました。

日程第8 昭和54年陳情第12号を議題といたします。

特別委員会委員長の報告を求めます。

O 特別委員会副委員長(山川正行君) 委員長が不在でございますので代わって特別委員 会の報告をいたします。

主任の制度化、主任手当支給反対決議要請陳情審査特別委員会に昭和54年12月27日に付託されました本件につきましては、2回にわたる委員会の審査と数回にわたる全員協議会の中で検討を重ねましたが、結論を見るに至らなかったことをご報告いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩(午後4時32分)

再 開 (午後4時49分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の 整理については、議長に一任することにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任されました。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日までとなっており、定刻となりましたので本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

O 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって昭和55年第7回大宜味村議会定例会を閉会いたします。 ご苦労さんでした。

閉 会(午後5時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉城一昌

署名議員(10番) 前 田 貞四郎

署名議員(11番) 前田福正